

会

議

午前10時 0分開議

議長（増田 清君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議長（増田 清君） ここで報告の件があります。

昨日、旧南豆製氷所の存続と活用を目指す市民有志、世話人、英みどり氏より、旧南豆製氷所の保存と活用に向けた再検討を求める陳情書の提出がありましたので、その写しを配付してあります。ご覧ください。

認第1号～認第11号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） それでは、日程により、認第1号 平成20年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について、認第2号 平成20年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定について、認第3号 平成20年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第4号 平成20年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について、認第5号 平成20年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第6号 平成20年度下田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、認第7号 平成20年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認第8号 平成20年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認第9号 平成20年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第10号 平成20年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第11号 平成20年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について、以上の11件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

会計管理者。

会計管理者兼出納室長（山崎智幸君） それでは、認第1号 平成20年度下田市一般会計歳入歳出決算認定についてから認第10号 平成20年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について説明させていただきます。

決算書の用意をお願いいたします。

それでは、1ページ、2ページをお願いします。

最初に、一般会計・特別会計歳入歳出決算総括表についてですが、一般会計と9特別会計を合計した決算額は、歳入決算額179億5,141万8,015円、歳出決算額174億9,189万4,783円、歳入決算額は、前年度に比較しますと12億4,093万8,784円、6.5%の減、歳出決算額は11億9,332万2,868円、6.4%の減となっています。

次に、認第1号 平成20年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について説明させていただきます。

歳入総額90億6,737万3,235円、歳出総額87億9,412万928円、歳入歳出差引額は2億7,325万2,307円となっています。前年度に比較しますと、歳入で760万8,402円、0.1%の増、歳出では1,098万7,359円、0.1%の増です。予算現額に対する執行率は、歳入では95%、歳出は92.2%となっています。

次に、3ページをお願いします。

歳入から説明させていただきます。

1款市税32億8,378万4,177円、構成比36.2%、2款地方譲与税8,583万3,000円、構成比0.9%、3款利子割交付金1,204万9,000円、構成比0.1%、4款配当割交付金430万2,000円、構成比0.1%、5款株式等譲渡所得割交付金183万円、構成比0.1%、6款地方消費税交付金2億6,847万4,000円、構成比3.0%、7款ゴルフ場利用税交付金1,032万2,845円、構成比0.1%、8款特別地方消費税交付金はゼロでございます。9款自動車取得税交付金5,118万8,000円、構成比0.6%、10款地方特例交付金2,552万9,000円、0.3%、11款地方交付税26億2,173万3,000円、構成比28.9%、12款交通安全対策特別交付金380万1,000円、構成比0.1%、13款分担金及び負担金1億4,699万3,476円、構成比1.6%、14款使用料及び手数料1億5,864万6,262円、構成比1.7%、国庫支出金6億7,700万7,031円、構成比7.5%、16款県支出金4億6,343万5,845円、構成比5.1%、17款財産収入3,586万2,483円、構成比0.4%、18款寄附金1,605万3,559円、構成比0.2%、19款繰入金1億8,562万9,202円、構成比2%、20款繰入金2億7,663万1,264円、構成比3%、21款諸収入8,156万8,091円、構成比0.9%、22款市債6億5,670万円、構成比7.2%であります。

この中で、前年度に比較し増加した主なものは、11款地方交付税1億786万3,000円、伸び率4.3%、15款国庫支出金6,138万1,248円、伸び率10%、16款県支出金2,845万7,521円、伸び率6.5%、22款市債8,160万円、伸び率14.2%。

地方交付税は、普通交付税、特別交付税の増です。

国庫支出金は、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金、地域活性化・生活対策臨時交付金が主な要因です。

県支出金は、個人県民税徴収取扱交付金算定方法の変更に伴う県税徴収委託金等が要因です。

市債は、焼却炉改良事業費、下田中学校屋内運動場改修事業費が主な要因です。

次に、前年度に比較しますと、減少した主なものは、1款市税9,056万1,171円、減少率2.7%、6款地方消費税交付金2,392万2,000円、減少率8.2%、17款財産収入4,939万5,484円、減少率57.9%、19款繰入金3,566万2,453円、減少率16.1%であります。

次に、主な歳入項目の内容について説明させていただきます。

市税。

市税の総額は32億8,378万4,177円で、その内訳は、市民税12億471万7,913円、市税構成比36.7%、固定資産税15億4,608万9,602円、市税構成比47.1%、軽自動車税5,028万9,000円、市税構成比1.5%、市たばこ税1億8,869万631円、市税構成比5.8%、特別土地保有税81万195円、市税構成比はゼロ%です。入湯税9,543万2,500円、市税構成比2.9%、都市計画税1億9,775万4,336円、市税構成比6%です。

なお、市民税、固定資産税で市税の83.8%を占めています。

次に、地方交付税。

地方交付税は26億2,173万3,000円で、前年度に比較し1億786万3,000円、4.3%の増となっています。普通交付税は22億5,028万円で、前年度に比較しますと8,049万5,000円、3.7%の増、特別交付税は3億7,145万3,000円で、前年度に比較し2,736万8,000円、8%の増となっています。

次に、国庫支出金。

国庫支出金の総額は6億7,700万7,031円で、前年度に比較しますと6,138万1,248円、10%の増となっています。内訳は、国庫負担金は5億6,408万2,556円、403万8,613円、0.7%の増、国庫補助金は1億557万8,183円、7,086万7,183円、204.2%の増、国庫委託金は734万6,292円、1,352万4,548円、64.8%の減となっています。

次に、県支出金。

県支出金の総額は4億6,343万5,845円で、前年度に比較しますと2,845万7,521円、6.5%の増となっています。内訳は、県負担金は2億1,548万8,708円、281万9,393円、1.3%の増、県補助金は1億6,891万6,007円、442万2,968円、2.7%の増、県委託金は7,903万1,130円、

2,121万5,157円、36.7%の増となっています。

続きまして、歳出の概要につきまして、説明させていただきます。

9ページをお開きください。

1款議会費の支出済額は1億675万6,920円で、執行率は99.4%、前年度に比較しますと123万7,673円、1.2%の増となっています。

2款総務費の支出済額は13億1,842万1,169円で、執行率は74.1%、前年度に比較しますと1億2,773万6,930円、8.8%の減となっています。主な要因は、減債基金積立金等があります。また、合併対策事業、戸籍電算化事業等があります。明許繰越費として定額給付事業等があります。

3款民生費の支出済額は23億3,592万2,816円で、執行率は97%、前年度に比較しますと2億2,309万3,166円、10.6%の増となっています。主な要因は、後期高齢者医療事業の負担金、介護保険会計繰越金等です。また、繰越明許費として子育て応援特別手当交付事業等があります。

4款衛生費の支出済額は12億8,010万785円で、執行率は98.2%、前年度と比較しますと1,148万7,048円、0.9%の増となっています。主な要因は、焼却炉改良事業等です。また、繰越明許費としてごみ収集車両管理事業があります。

5款農林水産業費の支出済額は2億2,679万2,448円で、執行率は98.1%、前年度に比較しますと2,351万7,884円、9.4%の減となっております。事業においては、須崎漁港水産基盤整備事業、白浜漁港水産基盤整備事業等があります。

6款商工費の支出済額は1億5,116万6,348円、執行率は98.9%、前年度に比較しますと2,649万5,094円、21.3%の増となっています。主な要因は、爪木崎公衆トイレ整備事業等があります。

7款土木費の支出済額は10億5,180万1,042円で、執行率は99.8%、前年度に比較しますと629万6,804円、0.6%の減となっています。下水道事業特別会計負担金が7億1,500万円あります。ほかに、新構想高校周辺地域交通環境整備事業、景観計画策定業務委託を実施しています。

8款消防費の支出済額は4億3,386万5,003円で、執行率は95.4%、前年度に比較しますと921万6,551円、2.2%の増となっています。主な要因は、下田地区消防組合負担金があります。

9款教育費の支出済額は6億178万2,080円で、執行率は98.4%、前年度に比較しますと

1,179万1,165円、2%の増となっています。主な要因は、小学校費は、稲生沢小学校階段天井被覆工事、中学校費は、下田中学校屋内運動場改修工事です。社会教育費は、市民文化会館大ホール調光操作卓改修工事です。

なお、下田市史編さんにおきまして、115万1,600円の事故繰越をしております。

10款災害復旧費の支出済額は3,167万5,354円で、執行率は95.8%、前年度と比較しますと1,128万9,617円、55.4%の増となっています。20年度は、4月8日、6月22日、6月29日、8月24日、9月19日に発生した災害による復旧費です。

11款公債費の支出済額は12億5,583万6,963円で、前年度と比較しますと1億2,607万1,337円、9.1%の減となっています。

次に、歳入歳出決算事項別明細書により補足説明をさせていただきます。

15ページをお願いいたします。

1款市税につきまして、予算現額32億8,933万円に対しまして、調定額42億2,487万3,686円、収入済額32億8,378万4,177円、不納欠損額3,976万6,403円、収入未済額9億132万3,106円です。調定額を前年度と比較しますと8,231万9,548円、1.9%の減となっています、収納率は77.7%で、前年度を0.6ポイント下回っています。

科目別の状況につきまして、1項市民税は、予算現額11億9,860万円に対しまして、調定額14億3,248万1,449円、収入済額12億471万7,913円、不納欠損額1,120万1,341円、収入未済額2億1,656万2,195円です。調定額を前年度と比較しますと4,259万4,671円、2.9%の減。収納率は84.1%で、前年度を2ポイント下回っています。

内訳につきましては、1目個人市民税は、調定額12億4,285万6,849円に対し、収入済額10億3,201万7,913円、不納欠損額1,110万1,341円、収入未済額1億9,973万7,595円となっています。調定額を前年度と比較しますと1,272万3,929円、1%の増。収納率は83%、1.7ポイント下回っています。現年課税分、滞納繰越分の内訳につきましては、記載のとおりです。

2目法人市民税は、調定額1億8,962万4,600円に対し、収入済額1億7,270万円、不納欠損額10万円、収入未済額1,682万4,600円です。調定額を前年度と比較しますと5,531万8,600円、22.6%の減。収納率は91.1%、1.8ポイント下回っています。

2項固定資産税は、予算現額15億6,012万9,000円に対しまして、調定額20億1,761万1,850円、収入済額15億4,608万9,602円、不納欠損額2,204万3,808円、収入未済額4億4,947万8,440円です。調定額を前年度と比較しますと1,040万6,135円、0.5%の減。収納率は76.6%で、0.1ポイント上回りました。

内訳につきまして、1目固定資産税は、調定額20億1,018万2,850円に対し、収入済額15億3,866万602円、不納欠損額2,204万3,808円、収入未済額4億4,947万8,440円です。調定額を前年度と比較しますと796万4,235円、0.4%の減。収納率は76.5%で、0.1ポイント上回りました。現年課税分、滞納繰越分の内訳につきましては、記載のとおりです。

2目固定資産税所在市町村交付金は、調定額、収入済額とも742万9,000円で、前年度と比較しますと244万1,900円、24.7%の減です。

3項軽自動車税は、予算現額5,040万円に対しまして、調定額5,700万1,000円、収入済額5,028万9,000円、不納欠損額55万9,600円、収入未済額615万2,400円です。調定額を前年度と比較しますと178万3,392円、3.2%の増。収納率は88.2%で、前年度を0.5ポイント下回りました。現年課税分、滞納繰越分の内訳につきましては、記載のとおりです。

次に、19ページをお願いします。

4項市たばこ税は、予算現額1億8,570万円に対しまして、調定額、収入済額とも1億8,869万631円です。調定額を前年度と比較しますと1,762万373円、8.5%の減です。

5項特別土地保有税は、予算現額10万1,000円に対しまして、調定額1億6,132万7,159円、収入済額81万195円、不納欠損額298万9,500円、収入未済額1億5,752万7,464円です。収納率は0.5%で、前年度を0.2ポイント上回りました。本税は、平成15年度から課税停止のため、滞納繰越分のみとなっており、内容につきましては、記載のとおりです。

6項入湯税は、予算現額9,420万円に対しまして、調定額1億792万3,320円、収入済額9,543万2,500円、収入未済額1,249万820円です。調定額を前年度と比較しますと237万9,470円、2.2%の減、収納率は88.4%で、前年度を0.3%上回りました。現年課税分、滞納繰越分の内訳につきましては、記載のとおりです。

7項都市計画税は、予算現額2億20万円に対しまして、調定額2億5,983万8,277円、収入済額1億9,775万4,336円、不納欠損額297万2,154円、収入未済額5,911万1,787円です。調定額を前年度と比較しますと254万9,381円、1%の減。収納率は76.1%で、前年度を0.2ポイント上回っています。現年課税分、滞納繰越分の内訳につきましては、記載のとおりです。

次に、21ページをお願いします。

2款地方譲与税は、予算現額、調定額、収入済額とも8,583万3,000円、前年度と比較しますと308万8,000円、3.5%の減となっています。

内訳につきましては、1項自動車重量譲与税の収入済額は6,497万4,000円で、前年度より111万8,000円、1.7%の減。

2 項地方道路譲与税の収入済額は2,085万9,000円で、前年度より197万円、8.6%の減です。

3 款利子割交付金は、予算現額、調定額、収入済額とも1,204万9,000円で、前年度と比較しますと34万7,000円、2.8%の減となっています。

4 款配当割交付金は、予算現額、調定額、収入済額とも430万2,000円、前年度と比較しますと497万円、53.6%の減となっています。

5 款株式等譲渡所得割交付金は、予算現額、調定額、収入済額とも183万円、前年度と比較しますと536万3,000円、74.6%の減となっています。

次に、23ページをお願いします。

6 款地方消費税交付金は、予算現額、調定額、収入済額とも2億6,847万4,000円、前年度と比較しますと2,392万2,000円、8.2%の減となっています。

7 款ゴルフ場利用税交付金は、予算現額1,032万2,000円に対しまして、調定額、収入済額とも1,032万2,845円で、調定額を前年度と比較しますと26万5,890円、2.6%の増となっています。

8 款特別地方消費税交付金は、科目存置です。

9 款自動車取得税交付金は、予算現額、調定額、収入済額とも5,118万8,000円で、前年度と比較しますと840万4,000円、14.1%の減となっています。

次に、25ページをお願いします。

10 款地方特例交付金は、予算現額、調定額、収入済額とも2,552万9,000円で、前年度と比較しますと850万9,000円、50%の増となっています。これは地方特別交付金、減税補填特例交付金の増によるものです。

11 款地方交付税は、予算現額、調定額、収入済額とも26億2,173万3,000円で、前年度と比較しますと1億786万3,000円、4.3%の増となっています。内訳につきましては、先ほど歳入の概要説明で説明させていただきましたとおりです。

12 款交通安全対策特別交付金は、予算現額、調定額、収入済額とも380万1,000円で、前年度と比較しますと22万8,000円、5.7%の減となっています。

次に、27ページをお願いします。

13 款分担金及び負担金は、予算現額1億4,467万円に対しまして、調定額1億5,343万2,076円、収入済額1億4,699万3,476円、不納欠損額246万9,050円、収入未済額396万9,550円です。調定額を前年度と比較しますと1,243万1,330円、7.5%の減となっております。

なお、不納欠損額、収入未済額につきましては、2項1目2節児童福祉費負担金です。

次に、29ページをお願いします。

14款使用料及び手数料は、予算現額 1 億6,433万5,000円、調定額 1 億6,025万8,762円、収入済額 1 億5,864万6,262円、収入未済額161万2,500円です。調定額を前年度と比較しますと168万8,947円、1.1%の増となっています。

なお、収入未済額は、1 項 6 目 2 節河川占用料及び 4 節住宅使用料です。

35ページをお願いします。

15款国庫支出金は、予算現額11億4,498万5,000円に対しまして、調定額11億3,753万7,031円、収入済額 6 億7,700万7,031円、収入未済額は 4 億6,053万円です。調定額を前年度と比較しますと 5 億2,191万1,248円、84.8%の増となっています。この主な要因は、2 項 7 目総務費国庫補助金の定額給付金給付費です。

なお、収入未済額は、2 項 1 目 5 節子育て応援特別手当交付金と 2 項 7 目 2 節地域活性化・生活対策臨時交付金、同 3 節定額給付金給付費です。

次に、41ページをお願いします。

16款県支出金は、予算現額 4 億6,615万7,000円に対しまして、調定額、収入済額とも 4 億6,343万5,845円です。調定額を前年度と比較しますと2,845万7,521円、6.5%の増となっています。これは個人県民税徴収取扱交付金算定方法の変更に伴う県税徴収委託金等が要因となっています。

次に、51ページをお願いします。

17款財産収入は、予算現額3,548万6,000円に対しまして、調定額3,639万7,604円、収入済額3,586万2,483円、収入未済額53万5,121円です。調定額を前年度と比較しますと、4,939万5,484円、57.9%の減となっています。

なお、収入未済額は、1 項 1 目 1 節市有地貸付収入です。

次に、53ページをお願いします。

18款寄附金は、予算現額1,591万3,000円に対しまして、調定額、収入済額とも1,605万3,559円です。調定額を前年度と比較しますと482万3,559円、43%の増となっています。主なものは、急傾斜地崩壊対策事業受益者寄附金と観光整備費に対する寄附です。

次に、55ページをお願いします。

19款繰入金は、予算現額 1 億8,589万6,000円に対しまして、調定額、収入済額とも 1 億8,562万9,202円です。調定額を前年度と比較しますと3,566万2,453円、16.1%の減となっています。主な内容としましては、財政調整基金繰入、減債基金繰入によるものです。



57ページをお願いします。

20款繰越金につきましては、補足することはありません。

21款諸収入は、予算現額7,730万円に対しまして、調定額9,864万9,252円、収入済額8,157万2,891円、収入未済額1,707万6,361円です。調定額を前年度と比較しますと3,490万420円、26.1%の減となっています。

〔発言する者あり〕

会計管理者兼出納室長（山崎智幸君） 失礼しました。

収入済額8,156万8,091円、収入未済額1,708万1,161円です。

なお、収入未済額は、3項1目民生費貸付金元利収入で、災害復興及び災害援護資金貸付金と5項4目3節保護費返還金です。

67ページをお願いします。

22款市債は、予算現額、調定額、収入済額ともに6億5,670万円です。調定額を前年度と比較しますと8,160万円、14.2%の増となっています。借り入れの主なものは、焼却炉改良事業3億4,420万円、臨時財政対策債2億4,060万円です。

なお、歳入全体における不納欠損額は4,223万5,453円、収入未済額13億8,505万1,438円です。

次に、歳出について補足説明をさせていただきます。

71ページをお願いします。

1款議会費は特にありません。

73ページをお願いします。

2款総務費です。

81ページ、2項4目秘書広報費、都市交流事業は、ニューポート市姉妹都市提携50周年記念事業として、市長を団長に21名の市民訪問団を派遣しました。

89ページ、7目企画振興費、地域振興事業は、自主運行バス事業の補助金を支出しています。ふるさとづくり事業は、自治総合センターコミュニティ助成としまして、中央区に対し、祭典用用具の助成を行いました。

99ページ、15目財政調整基金費、16目減債基金費、18目大久保婦久子顕彰基金費、19目歴史的まちなみ景観整備基金費、20目ふるさと応援基金は、各基金への積み立てを行いました。21目定額給付金給付費は、繰越明許があります。

101ページ、2項1目税務総務費、税務総務事務は、静岡地方税滞納整理機構へ負担金を

支出し、徴収困難事案15件を移管し、6事案の徴収実績となりました。

107ページ、3項1目戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳事務は、平成20年9月1日から、県からの旅券事務移譲に伴い、申請・受け取りの窓口事務が移譲されました。また、戸籍電算化事業は、戸籍電算化システム導入を2カ年の債務負担により実施しました。

113ページ、4項3目下田市長選挙費は、市長選挙が行われましたが、無投票でした。

127ページをお願いします。

3款民生費です。

131ページ、1項2目身体障害者福祉費、施設入所支援事業は、8施設、14名の支援を行いました。

135ページ、3目知的障害者福祉費、施設入所者支援事業は、14施設、44名の支援を行うとともに、知的障害者（児）施設等対策事業として、伊豆つくし会運営費、入所施設整備費に対する補助を行いました。

139ページ、6目福祉基金費、ほのぼの福祉基金は、本年度9件、77万3,159円の寄附の積み立てを行いました。元金より2,000万円取り崩しをしたため、年度末基金残高は4,766万2,344円です。

2項1目老人福祉総務費は、施設入所措置事業として、2施設、30名の支援を行いました。在宅老人援護事業は、ひとり暮らし老人への給食サービス事業を実施し、504人、6,549食の配食を行いました。

149ページ、3項3目保育所費は、公立4施設に対する経費で、定員380人に対し、224人です。

153ページ、4目民間保育所費は、2施設に対する経費で、定員180人に対し、168人です。

5目地域保育所費は、2施設に対する経費で、定員100人に対し、92名です。

157ページ、8目子育て支援基金費は、本年度500万円の基金積み立てを行い、年度末基金残高2,452万8,192円です。

159ページ、4項生活保護費は、20年度末の保護世帯は204世帯、252人で、前年度より6世帯、1人の減です。

165ページをお願いします。

4款衛生費です。

167ページ、1項2目予防費は、65歳以上の希望者4,248人に対し、インフルエンザ予防接種を実施しました。実施率は52.8%で、前年度に比較しまして269人増です。

171ページ、2項1目保健対策費は、基本健診及び各種がん検診を行い、延べ7,350人が受診しました。

173ページ、3項清掃費、ごみ処理手数料事務は、20年度のごみ収集量1万2,227トンで、前年度より1,405トン減少し、1トン当たりのごみ処理経費は3万5,894円となり、前年度より8,558円、31.3%増です。

181ページ、5目焼却場改良費は、債務負担行為により焼却炉、煙突等の改良工事を実施しました。

183ページ、7目環境対策費、浄化槽設置整備事業は、8件の合併処理浄化槽の設置についての補助を実施しました。

185ページをお願いします。

5款農林水産業費です。

195ページ、2項1目林業振興費、林業振興事業は、有害獣被害対策のため、電気さく、防護さく等の設置者28件に対し、補助金を支給しました。

197ページ、5目治山事業費は、中地区市営治山工事と北湯ヶ野地区治山工事を実施しました。

199ページ、6目みどりの基金費は、本年度30万円の積み立てを行い、20年度末基金残高は2,326万8,729円です。

3項1目あずさ山の家管理運営費は、指定管理3年目となる本年の施設利用者は3万5,840人で、前年度と比較して2,730人、8.2%の増です。

4項水産業費は、201ページ、3目漁港建設改良費において須崎漁港水産基盤整備工事、白浜漁港（板戸地区）水産基盤整備工事を実施しました。

205ページをお願いします。

6款商工費です。

1項2目商工振興費、中小企業金融対策事業は、融資制度の取り扱い及び保証協会に対する損失補てん金負担を行いました。本年度の取扱いは、小口資金で18件、融資額4,830万円です。

213ページ、3目観光施設管理費、多々戸温泉シャワー施設は、利用人員1万8,074人で、前年度より608人の減です。

217ページ、4目外ヶ岡交流館管理運営費は、指定管理2年目となり、常設展示室入館者数は7,096人で、前年度より929人の増です。施設全体の入り込み客数は44万6,503人で、前

年度に比較しまして3万4,397人増です。

5目観光施設建設費は、爪木崎公衆トイレ新築工事を実施しました。

次は、7款土木費です。

221ページ、2項1目道路維持費は、市道諏訪志戸線ほか58件の修繕工事を行いました。

2目交通安全施設整備費は、市道柿崎須崎1号線ほか12件において防護さく、道路反射鏡等の整備を行いました。

3目道路新設改良費、新構想高校周辺地域交通環境整備事業は、市道立野お吉ヶ淵線交通安全対策工事を実施しました。また、県単道路整備事業は、河津下田線、下田南伊豆線は、事業費負担を行いました。

225ページ、5項1目都市計画総務費、景観計画策定推進事業は、景観計画区域の設定及び方針の素案作成のため、景観計画策定業務委託を行いました。

229ページ、3目街路事業費は、下田港横枕線の県単街路事業に対し、事業負担を行いました。

4目都市公園費は、指定管理委託しています敷根公園の有料公園施設の利用状況は、利用人員10万4,962人で、前年度と比較しまして956人減です。

231ページ、6目下水道費は、下水道事業特別会計拠出金7億1,500万円を支出しています。

233ページ、2目個人住宅建設促進費は、個人家屋の耐震対策を推進するため、15件の耐震診断委託を行いました。

235ページをお願いします。

8款消防費です。

本年度の消防団の火災出動は6件で、249人が出動しました。このほか消防査閲大会が開催され、賀茂支部大会に参加しました。

239ページをお願いします。

9款教育費です。

平成20年度における児童・生徒の状況ですが、小学校7校の児童数は1,226人で前年度より9人の減、中学校4校の生徒数は627人で19人の減、幼稚園4園の園児数は131人で24人の減です。

247ページ、2項1目小学校管理費は、稲生沢小学校アスベスト囲い込み工事を実施しました。

259ページ、3項3目中学校施設整備費は、下田中学校の屋内運動場屋根改修工事を実施

しました。

267ページ、5項2目青少年教育費、青少年海の家管理運営は、利用者が3,417人で、前年度に比較し915人増加しました。

269ページ、3目成人教育費は、寿大学、寿大学趣味クラブ、家庭教育学級等を開催しました。

277ページ、7目市史編纂費は、11節需用費において事故繰越となっています。

283ページ、8項1目市民文化会館費は、市民文化会館の利用者数は10万3,657人です。

次に、285ページをお願いします。

10款災害復旧費です。

20年度は4月8日、6月22日、6月29日、8月24日、9月19日災における水産施設、公共道路橋梁施設、河川災害等の復旧工事が行われました。

次に293ページをお願いします。

11款公債費です。

公債費は、繰上償還を行いました。

295ページをお願いします。

12款予備費です。

予備費は、備考記載のとおり53件の予備費充用を行いました。

301ページをお願いします。

実質収支に関する調書です。翌年度に繰り越しすべき財源として計上してあります。

302ページをお願いします。

財産に関する調書です。

(1) 土地及び建物のうち、土地の増減は公共用財産として大沢公営住宅の急傾斜地用地として県に売却による減です。普通財産のうち宅地は、旧澤村邸の寄附受納による増。その他は、漁協白浜支所ガソリンスタンドの売却による減。建物は公共用財産、その他は、稲生沢幼稚園、白浜老人いこいの家取り壊しによる減です。

普通財産、その他は、澤村邸寄附受納による増です。

次に、304ページをお願いします。

(2) 山林は、立木の蓄積量の増です。

なお、土地及び建物、山林の年度末残高は、合計額記載のとおりです。

(3) 物件から(6)有価証券まで、306ページ2物品から310ページ3債権までは記載の

とおりですので、説明を省略させていただきます。

311ページ、4基金です。

基金の決算年度末残高は6億2,317万7,000円です。各基金の本年度末の増減高及び本年度末現在高は記載のとおりです。

313ページ、基金運用状況は、説明を省略させていただきます。

以上で、認第1号 平成20年度一般会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。

次に、各特別会計の決算につきまして、説明させていただきます。

最初に、認第2号 平成20年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定についてです。

315ページをお願いします。

決算の状況は、歳入決算額154万4円、歳出決算額36万97円、歳入歳出差引額は117万9,907円、予算現額に対する執行率は、歳入が107.2%、歳出が25.1%です。

続きまして、歳入歳出決算事項別明細書により補足説明をさせていただきます。

319ページをお願いします。

歳入につきまして、1款1項1目財産貸付収入は、調定額、収入済額とも65万5,408円で、山葵田用地等の貸付料です。

2項1目不動産売払収入は、調定額、収入済額とも10万6,890円で、これは立木売り払い分収金です。

次に、321ページをお願いします。

歳出につきまして、財産区管理経費であります。

326ページをお願いします。

財産に関する調書は、本年度立木の推定蓄積量が増加しています。

以上で、認第2号 平成20年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。

次に、認第3号 平成20年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算について説明させていただきます。

328ページをお願いします。

決算の状況は、歳入決算額1,220万6,390円、歳出決算額1,152万8,824円、歳入歳出差引額は67万7,566円で、予算現額に対する執行率は、歳入が100.1%、歳出が94.6%です。

続きまして、事項別明細書により補足説明をさせていただきます。

332ページをお願いします。

歳入につきまして、1款1項1目広場使用料は、バス会社3社、タクシー会社4社からの駅前広場占用料です。

334ページをお願いします。

歳出につきまして、2款1項1目広場整備費は、下田駅前広場改修工事を実施しました。

このほか、3款1項1目下田駅前広場整備事業基金積立金として500万円の基金積み立てを行っています。

339ページをお願いします。

財産に関する調書は記載のとおりであります。基金につきましては、本年度積み立てにより年度末基金現在高は1,300万円となっています。

以上で、認第3号 下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。

次に、認第4号 下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について説明させていただきます。

341ページをお願いします。

決算の状況は、歳入決算額4,016万4,000円、歳出決算額4,016万4,000円、歳入歳出差引額はゼロ円で、予算現額に対する執行率は、歳入歳出ともに99.9%です。

続きまして、事項別明細書により補足説明をさせていただきます。

345ページをお願いします。

歳入につきまして、1款1項1目財産貸付収入は、駅前におきます市有地貸付収入、2款1項1目一般会計繰入金は、長期繰替運用返済分です。

347ページをお願いします。

歳出につきまして、2款1項1目土地開発基金繰出金は、長期繰替運用返済分及び市有地貸付収入を土地開発基金へ繰り出すものです。

350ページをお願いします。

財産に関する調書ですが、本年度末の土地開発基金の残高は、現金で1億2,201万7,000円、一般会計への貸付金1億4,862万円です。

以上で、認第4号 下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。

次に、認第5号 下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について説明させて

いただきます。

352ページをお願いします。

決算の状況は、歳入決算額34億9,967万8,425円、歳出決算額33億4,526万902円、歳入歳出決算額は1億5,441万7,523円で、予算現額に対する執行率は、歳入101.2%、歳出は96.8%です。

本年度の医療給付費は21億5,846万4,213円となり、前年度に比較し2,480万1,785円、1.2%の増となりました。

続きまして、事項別明細書により補足説明をさせていただきます。

360ページをお願いします。

歳入につきまして、1款国民健康保険税、予算現額9億1,160万円に対しまして、調定額14億3,448万9,915円、収入済額8億9,708万5,479円、不納欠損額2,309万8,673円、収入未済額5億1,430万5,763円です。調定額を前年度に比較しますと2億5,742万9,418円、15.2%の減です。収納率は62.5%で、前年度と比較しますと7.7ポイント下回っています。

364ページ、3款国庫支出金は、予算現額8億791万円に対しまして、調定額、収入済額とも8億4,067万2,528円です。調定額を前年度と比較しますと5,907万607円、6.6%の減となりました。

366ページ、4款療養給付費交付金は、予算現額2億5,449万1,000円に対しまして、調定額、収入済額とも2億5,755万7,047円で、調定額を前年度に比較しますと3億8,553万9,986円、60%の減です。これは平成20年度から退職者医療制度の変更に伴うものです。

5款前期高齢者交付金は、予算現額6億4,319万円に対しまして、調定額、収入済額とも6億4,319万828円です。これは、平成20年度からの新設です。

6款県支出金は、予算現額1億3,553万4,000円に対しまして、調定額、収入済額1億5,233万1,682円です。調定額を前年度と比較しますと429万2,676円、2.7%の減です。

368ページ、7款共同事業交付金は、予算現額3億9,096万9,000円に対しまして、調定額、収入済額とも3億9,096万8,067円で、調定額を前年度に比較しますと3,332万8,604円、9.3%の増です。

次に、376ページをお願いします。

歳出につきまして、1款総務費の支出済額は4,625万9,818円で、前年度と比較しますと2,236万2,246円、93.6%の増です。これは平成20年度から5人分の人件費を計上したためです。



380ページ、2款保険給付費の支出済額は21億8,010万593円で、前年度と比較しますと1,175万798円、0.5%の増です。

384ページ、3款後期高齢者支援金等の支出済額は4億75万4,160円です。これは平成20年度からの後期高齢者医療制度創設に伴うものです。

386ページ、5款老人保健拠出金の支出済額は7,309万7,773円で、前年度と比較しますと4億8,413万1,335円、86.9%の減です。これは前款と同じです。

395ページをお願いします。

財産に関する調書ですが、2の基金、国民健康保険診療報酬支払準備基金は、本年度2,000万円増加したことにより、年度末残高は1億2,079万7,788円です。

以上で、認第5号 下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。

次に、認第6号 下田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について説明させていただきます。

396ページをお願いします。

決算の状況は、歳入決算額3億249万5,244円、歳出決算額3億191万5,203円、歳入歳出差引額は58万41円で、予算現額に対する執行率は、歳入94.2%、歳出は94.1%です。

続きまして、事項別明細書により補足説明をさせていただきます。

400ページをお願いします。

歳入につきまして、1款支払基金交付金は、予算現額1億3,796万2,000円に対しまして、調定額、収入済額とも1億3,888万2,008円で、調定額を前年度と比較しますと12億9,026万4,992円、90.3%の減です。これは平成20年度から後期高齢者医療制度の創設に伴うもので、平成20年3月診療分が主たる対象です。

2款国庫支出金は、予算現額9,009万4,000円に対しまして、調定額、収入済額とも7,623万2,447円で、調定額を前年度と比較しますと7億7,377万4,797円、91%の減です。これも前款と同様です。

3款県支出金は、予算現額2,191万円に対しまして、調定額、収入済額とも1,958万1,000円で、調定額を前年度と比較しますと1億9,354万1,000円、90.8%の減です。これも前款と同様です。

次に、404ページをお願いします。

歳出につきまして、1款1項1目医療給付費の支出済額は、2億5,152万71円で、前年度

に比較しますと24億636万4,071円、90.5%の減です。これは平成20年度から後期高齢者医療制度の創設に伴うものです。

以上で、認第6号 下田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。

次に、認第7号 下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について説明させていただきます。

409ページをお願いします。

決算の状況は、歳入決算額18億1,597万5,864円、歳出決算額18億63万3,813円、歳入歳出差引額は1,534万2,051円で、予算現額に対する執行率は、歳入98.4%、歳出は97.6%です。

続きまして、事項別明細書により補足説明をさせていただきます。

415ページをお願いします。

歳入につきまして、1款保険料は、予算現額2億9,800万円に対しまして、調定額3億1,482万142円、収入済額2億9,795万142円、不納欠損額441万1,800円、収入未済額1,245万8,200円です。調定額を前年度と比較しますと717万3,142円、2.3%の増です。収納率は94.6%で、前年度と比較しますと0.9ポイント減少しました。

3款国庫支出金は、予算現額4億3,276万円に対しまして、調定額、収入済額とも4億1,038万1,914円です。調定額を前年度と比較しますと2,347万114円、6.1%の増です。

417ページ、4款支払基金交付金は、予算現額5億2,485万1,000円に対しまして、調定額、収入済額とも5億1,750万円で、調定額を前年度と比較しますと2,189万3,000円、4.4%の増です。

5款県支出金は、予算現額2億5,345万円に対しまして、調定額、収入済額とも2億5,353万3,330円で、調定額を前年度と比較しますと636万4,930円、2.6%の増です。

419ページ、8款繰入金は、予算現額、調定額、収入済額とも2億9,416万2,000円で、調定額を前年度と比較しますと666万7,000円、2.3%の増となりました。

425ページをお願いします。

歳出につきまして、1款総務費の支出済額は6,122万4,739円で、前年度と比較しますと217万7,826円、3.4%の減です。

427ページ、3項1目介護認定審査会費では、委員20人が年48回、1,458件の審査を行いました。要介護、要支援認定者数は1,142人です。

429ページ、2款保険給付費は、支出済額が16億4,038万3,622円で、前年度と比較して

5,835万2,588円、3.7%増となっておりますが、居宅介護サービス9,700件、施設介護サービス3,023件を初め、各種介護サービスの給付を行っています。

452ページをお願いします。

財産に関する調書ですが、介護保険介護給付費準備基金の年度末現在高は3億5,230万3,864円です。

以上で、認第7号 下田市介護保険特別会計歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきます。

次に、認第8号 下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明させていただきます。

453ページをお願いします。

決算の状況は、歳入決算額2億7,480万736円、支出決算額2億7,122万1,675円、歳入歳出差引額は357万9,061円で、予算現額に対する執行率は、歳入99.4%、歳出は98.1%です。

なお、平成20年度からの創設です。

続きまして、事項別明細書により補足説明をさせていただきます。

457ページをお願いします。

歳入につきまして、1款後期高齢者医療保険料は、予算現額2億1,230万3,000円に対しまして、調定額2億1,255万9,000円、収入済額2億1,033万5,450円です。

3款繰入金は、予算現額、調定額、収入済額とも6,424万円です。

次に、461ページをお願いします。

歳出につきまして、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金の支出済額は2億5,669万3,300円です。後期高齢者医療受給者数は4,077人です。

以上で、認第8号 下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。

次に、認第9号 下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について説明させていただきます。

466ページをお願いします。

決算の状況は、歳入決算額2,631万2,595円、支出決算額2,504万8,415円、歳入歳出差引額は126万4,180円で、予算現額に対する執行率は、歳入99.8%、歳出は95%です。

続きまして、事項別明細書による補足説明をさせていただきます。

470ページをお願いします。

歳入につきまして、1款1項1目漁業集落排水処理施設使用料は、予算現額350万円に対しまして、調定額、収入済額とも344万7,949円で、調定額を前年度と比較しますと57万9,209円、20.2%の増です。

3款1項1目一般会計繰入金は、予算現額、調定額、収入済額とも1,737万5,000円で、前年度と比較しますと252万5,000円、17%の増です。

次に、474ページをお願いします。

歳出につきまして、施設の管理経費で、特にありませんが、2款公債費において起債償還により、20年度末の田牛地区漁業集落環境整備事業債残高は9,430万773円となっています。

なお、20年度末の処理戸数は94戸で、昨年度より1戸減少しました。

以上で、認第9号 下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。

次に、認第10号 下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について説明させていただきます。

481ページをお願いします。

決算の状況は、歳入決算額29億1,087万1,522円、歳出決算額29億164万926円、歳入歳出差引額は923万596円で、予算現額に対する執行率は、歳入99.7%、歳出99.4%です。

続きまして、事項別明細書により補足説明をさせていただきます。

485ページをお願いします。

歳入につきまして、1款分担金及び負担金は、予算現額615万円に対しまして、調定額2,205万7,990円、収入済額662万2,510円、不納欠損額95万7,370円、収入未済額1,447万8,110円です。調定額を前年度と比較しますと1,250万2,343円、36.2%の減です。

なお、不納欠損処分件数は197件となっております。

2款使用料及び手数料は、予算現額1億4,700万2,000円に対しまして、調定額1億6,397万1,356円、収入済額1億5,019万6,777円、不納欠損額77万7,772円、収入未済額1,299万6,807円です。調定額を前年度と比較しますと2,139万4,300円、15%の増です。収納率は91.6%で、前年度より3.4ポイント上回っています。

487ページ、3款国庫支出金は、予算現額、調定額とも6,925万円で、収入済額は6,375万円、収入未済額550万円となっています。収入未済額につきましては、下田浄化センター等更新事業が繰越明許となったことによる収入未済です。

5款繰入金は、予算現額、調定額、収入済額とも7億1,500万円で、前年度より5,466万

2,000円、7.1%の減となっています。

8款市債は、予算現額、調定額とも19億140万円、収入済額は18億9,690万円、収入未済額450万円です。収入未済につきましては、事業の繰越明許によるものです。本年度は公的資金補償金免除繰上償還に係る借換債16億1,020万円があります。

なお、20年度末の市債残高は85億2,458万3,613円で、前年度より3億2,894万4,228円、3.7%の減となりました。

次に、493ページをお願いします。

歳出につきまして、1款2項1目管渠費、下水道管渠維持管理事業は、県道下田港線改良工事に伴う実施設計業務委託を実施しました。

495ページ、2款1項1目公共事業費、下水道幹線管渠築造事業において、幹線管渠築造373メートル、2目単独事業費、下水道枝線管渠築造事業では、枝線管渠築造94メートルを実施しました。この結果、平成20年度末における整備済み面積は260.96ヘクタールとなり、認可面積298.7ヘクタールに対し、87.4%の整備率となり、供用及び処理開始面積は260.96ヘクタールとなりました。

499ページ、3目公共機能高度化事業費、下田浄化センター等更新事業では、施設更新工事を実施しましたが、繰越明許をしています。

なお、20年度末の下水道接続戸数は122戸、接続人口301人となり、合計で2,745戸、7,450人、水洗化人口率は65.7%となり、2.6ポイント上昇しました。

次に、504ページをお願いします。

財産に関する調書ですが、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上で、認第10号 下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。

以上で、認第1号 平成20年度下田市一般会計歳入歳出決算認定についてから認第10号 平成20年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（増田 清君） 説明の途中ですが、10分間休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時20分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

引き続き当局の説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（滝内久生君） それでは、認第11号 平成20年度下田市水道事業会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

薄い水色の決算書をご用意いたします。

本決算につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

決算書の1ページをお開きください。

平成20年度下田市水道事業報告書でございます。

（1）概況。

イの総括事項でございます。

下田市水道事業における本年度の年間有収水量は411万8,041立方メートルと、前年度に比べ15万3,307立方メートルの減、率にして3.6%の減少でありました。

総配水量は538万9,842立方メートルで、有収率76.4%となり、前年度より1.8%の増となりました。また、年度中の配水管破損件数は42件と、前年度に比べ1件減少いたしました。

本年度も漏水調査を行い、漏水防止に努めるとともに、石綿管布設替工事の実施に努めました。また、第6次拡張事業に対する国庫補助金及び出資制度により未普及地域解消のため、須原地区の工事を実施いたしました。

水道水源保護条例に基づく合併処理浄化槽設置事業に対する補助は3件、24万6,000円の補助金を交付いたしました。

（イ）の収益的収支の状況でございます。

事業収益は6億4,500万8,619円で、前年度対比97.2%、1,854万4,225円の減、事業費用は6億1,749万3,369円で、前年度対比99.1%、550万122円の減となり、この結果、経常利益が3,227万4,591円、当年度純利益は2,751万5,250円となりました。

収益の主な内容は、営業収益における給水収益6億1,790万2,151円で、前年度対比96.2%、2,415万8,679円の減となり、供給単価は1立方メートル当たり150円5銭と、前年度に比べ27銭の減となりました。

また、受託工事収益は1,035万7,085円と、前年度対比160.3%、389万6,448円の増、その他営業収益においては1,204万73円と、前年度対比123.8%、231万3,929円の増となりました。

営業外収益のうち他会計繰入金は、445万4,000円で、主なものは消火栓維持管理費108万

円、課長兼務負担金300万円であります。

一方、費用については、前年度対比で人件費98.1%、支払利息89.1%、減価償却費102.7%、動力費105.7%、薬品費95.3%、路面復旧費89.5%となり、給水原価は1立方メートル当たり145円99銭と、前年度に比べ3円79銭の増となりました。

この結果、有収水量1立方メートル当たり利益は4円6銭となりました。

2ページをお開きください。

(ロ)の資本的収支の状況でございます。

資本的収入2億5,455万621円、資本的支出5億5,838万264円の事業執行となりました。

収入の主な内訳としては、企業債2億4,740万円、他会計からの出資金280万円、国庫補助金180万円、水道負担金134万5,621円、負担金67万5,000円であります。

次に、支出の主な内訳としての改良工事は、総額3億8,493万4,477円で、各地区配水管改良工事、落合浄水場汚泥仮置場築造工事、長瀬橋耐震補強工事、浄水池及びポンプ棟築造工事等が主たる工事であり、第6次拡張工事としては、総額560万1,228円で、須原地区配水管布設工事を行い、配水管改良工事において石綿管408.4メートルの取りかえを行いました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億382万9,643円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,797万72円、損益勘定留保資金2億2,827万2,564円、減債積立金5,758万7,007円で補てんいたしました。

本年度における消費税及び地方消費税は539万1,000円の納付額となりました。

3ページをお開きください。

(ハ)の各年度給水原価算出表と(ニ)の各年度供給単価算出表は、平成11年度から平成20年度までの一覧表でございます。

4ページをお開きください。

4ページは、平成20年度の議会議決事項と行政官庁許認可事項の一覧表でございます。

5ページをお開きください。

5ページは、職員に関する事項でございますが、平成20年度は条例定数14名に対し、実数13名と臨時3名により業務を行っております。

6ページをお開きください。

資産取得表と受贈財産取得表でございます。改良工事の概況につきましては、7ページから8ページに、第6次拡張事業費の概況につきましては、8ページに列記してございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。8ページの下段は、固定資産購入の概況ござい

ます。

9ページをお開きください。

保存工事の概況でございますが、これも後ほどご覧いただきたいと思います。

10ページをお開きください。

(3)業務、平成20年度の業務量について列記してございます。これは水道事業報告書の総括事項で、先に報告させていただきましたので、後ほどご覧いただきたいと思います。

11ページをお開きください。

上の表は、月別有収水量でございます。

下の表は、事業収入に関する事項で、(イ)の事業収益といたしまして、営業収益が前年度対比97.3%の6億4,029万9,309円で、内訳の主たるものは、給水収益6億1,790万2,151円で、構成比は95.8%でございます。

営業外収益は470万9,310円で、他会計繰入金445万4,000円が主なもので、収益合計は6億4,500万8,619円となるものでございます。

12ページをお開きください。

上の表は給水収益で、普通給水と特別給水の区分となっております。下の表は事業費に関する事項のうちの事業費用でございます。営業費用4億9,041万219円、営業外費用1億2,232万3,809円、特別損失475万9,341円で、費用合計は6億1,749万3,369円となるものでございます。

次に、13ページは費用構成の表で、これも後ほどご覧いただきたいと思います。

14ページをお開きください。

まず、イ、企業債及び一次借入金の概況でございます。

企業債の平成19年度末残高は31億2,459万4,385円で、平成20年度中の借入高が2億4,740万円、償還高は1億6,325万8,790円で、平成20年度末の企業債残高は32億873万5,595円となるものでございます。一時借入金については、平成20年度中の借り入れはございませんでした。

次に、ロ、その他会計経理に関する重要事項でございます。

まず、(イ)のたな卸資産で、本年度末残高は1,425万4,272円で、たな卸資産購入額は1,578万7,493円でございます。

次に、(ハ)の消費税につきましては、冒頭総括事項でご報告いたしましたので、省略させていただきます。



15ページをお開きください。

平成20年度下田市水道事業決算報告書でございます。

(1)の収益的収入及び支出の収入でございますが、1款水道事業収益は、予算額6億9,580万円に対しまして、決算額6億7,701万9,618円で、執行率は97.3%でございます。その内訳といたしまして、決算額で1項営業収益6億7,230万8,771円、2項営業外収益471万847円でございます。

次に支出で、1款水道事業費用は、予算額6億7,401万6,000円に対しまして、決算額は6億3,078万2,511円で、執行率は93.6%でございます。その内訳といたしまして、決算額で、1項営業費用は4億9,804万5,720円、2項営業外費用は1億2,773万9,494円、3項特別損失は499万7,297円でございます。

16ページをお開きください。

(2)の資本的収入及び支出の収入でございますが、1款資本的収入は、予算額2億5,754万3,000円に対しまして、決算額2億5,455万621円で、執行率は98.8%でございます。その内訳といたしまして、決算額で、1項企業債は2億4,740万円、2項他会計からの出資金は280万円、3項水道負担金は134万5,621円、4項国庫補助金180万円、6項負担金は67万5,000円、7項県費補助金は53万円でございます。

次に支出で、1款資本的支出は、予算額5億8,109万5,000円に対しまして、決算額5億5,838万264円で、執行率は96.1%でございます。その内訳といたしまして、決算額で、1項建設改良費は3億9,430万46円、2項企業債償還金は1億6,325万8,790円、3項国庫補助金返還金82万1,428円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額の補てんにつきましては、冒頭説明いたしましたので、省略させていただきます。

次に、17ページをお開きください。

平成20年度下田市水道事業損益計算書で、ここに記載されている金額は税抜きでございます。

1の営業収益は6億4,029万9,309円、2の営業費用が4億9,041万219円で、営業利益は1億4,988万9,090円となるものでございます。

次に、3の営業外収益は470万9,310円、4の営業外費用が1億2,232万3,809円で、経常利益は3,227万4,591円となり、これに6の特別損益475万9,341円を差し引きますと、当年度純利益は2,751万5,250円となるものでございます。この当年度純利益に前年度純利益剰余金

3,716万1,447円を加えまして、当年度未処分利益剰余金は6,467万6,697円となるものでございます。

次に、18ページ、19ページをお開きください。

平成20年度下田市水道事業剰余金計算書で、これも税抜きとなっております。

まず、利益剰余金の部で、1の減債積立金は、当年度処分額5,758万7,007円で、当年度末残高は1億617万1,863円となります。2の建設改良積立金、当年度末残高は3,000万円でございます。3の未処分利益剰余金は、繰越利益剰余金年度末残高3,716万1,447円に当年度純利益2,751万5,250円を加えますと、当年度未処分利益剰余金は6,467万6,697円となるものでございます。

次に、資本剰余金の部でございますが、ここでは当年度発生額があるものについて説明させていただきます。

1の受贈財産評価額、当年度発生額344万5,000円は、下田市私有配水管の上水道配水管移管受理要綱に基づき移管を受けた2件の受贈財産、3の国庫補助金、当年度発生額180万円は、第6次拡張事業に対する補助金、当年度処分額の82万1,428円は、平成9年の補助金交付規則の改正に基づき、補助金の5%を返還するものでございます。

4の県補助金、当年度発生額53万円は、第6次拡張事業に対する補助金、6の負担金、当年度発生額67万5,000円は、河津下田線伊豆地域振興対策道路整備事業に伴う移設補償金を1件受け入れたもの、8の水道負担金、当年度発生額128万1,544円は、白浜板見地区の分譲地に係る水道負担金を受け入れたものでございます。

以上の結果、翌年度繰越資本剰余金は13億3,353万1,493円となるものでございます。

次に、19ページ下段の平成20年度下田市水道事業剰余金処分計算書(案)でございます。

当年度未処分利益剰余金は6,467万6,697円であります。剰余金は、地方公営企業法第32条の規定により、毎事業年度利益が生じた場合、20分の1を下らない金額を減債積立金として積み立てることになっております。

減債積立金の平成20年度末残高は1億617万1,863円で、平成21年度企業債償還金1億7,075万9,878円に不足する額6,458万8,015円を減債積立金に積み立てるというものでございます。そういたしますと、翌年度繰越利益剰余金は8万8,682円となるものでございます。

次に、20ページをお開きください。

平成20年度下田市水道事業貸借対照表でございます。

資産の部で、資産合計は末尾に記載してあります金額63億2,039万6,320円で、前年度決算

に比べまして、1億2,011万2,667円の増となっております。

21ページをお開きください。

負債の部で、負債合計は1,568万6,908円でございます。

次に資本の部で、4の資本金合計は47億7,032万9,359円、5の剰余金合計は15億3,438万53円で、資本合計63億470万9,412円となり、負債資本合計は63億2,039万6,320円で、前ページの資産合計の額と一致し、貸借対照表は符号しているものでございます。

次に、22ページから32ページにつきましては、付属資料でございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、認第11号 平成20年度下田市水道事業会計歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（増田 清君） 認第1号より認第11号までの当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、認第1号 平成20年度下田市一般会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

7番。

7番（田坂富代君） 数点質問いたします。

平成20年度の地方交付税が平成19年度と比して1億786万3,000円の増となっております。これは市税、特に法人税の減に伴うものだと思いますけれども、そのうちの大きな要因となっているものは何であるのか、お伺いいたします。

2件目に、入湯税についてお伺いします。

不納欠損額ゼロで、一方、収入未済額が1,249万820円でございます。この収入未済のうち、平成21年度に時効等で不納欠損になる可能性の高いものがあるのかないのか、お伺いいたします。

次に、入湯税というのは宿泊客からの預かり金であるということでございますが、これが収入未済ということは、言葉は悪いですが、預かったお金に手をつけているということであると思っております。下田の基幹産業である観光が深刻な状況になっているということに変わりはないと思うのですが、その辺、観光を熱心にやろうということで取り組んでおられる市長の見解をお伺いいたします。

次に、監査委員の指摘されている事項2件、お伺いします。

事故繰越についてです。これは6月に出たことですが、監査委員の指摘にもこうなっているということは大変大きな問題だということだと思います。20年度中に予算を減額して、21年度にできなかった分を予算化すべきだったのではないかと思うんですけれども、また、事故繰越の要件を満たしていないということは、これは地方自治法違反と言われても仕方がないのではないかと思います、この辺の見解を副市長にお伺いいたします。

次に、観光協会に対する指導についてでございます。

監査委員の指摘ですと、1,430万円の補助金を出している団体の決算において、支出の部に借入金返済が350万円計上されております。そのうちの50万円が充当先はわかっているけれども、300万円は何の返済に充てられたのかわからないということで、信頼関係を築き云々と書いてあります。これは裏返せば信頼できないということだと思いますが、当局のご見解をお伺いいたします。

以上です。

議長（増田 清君） 質問者をお願い申し上げます。

ここで午後1時まで休憩したいと思います、いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ここで午後1時まで休憩します。

午前 1 1 時 4 5 分休憩

午後 1 時 0 分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

7番 田坂富代君の質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） 田坂議員からのご質問でございます。地方交付税の決算額につきまして、昨年度と比較して1億786万3,000円の増額となっている要因でございます。

これは決算書の25、26ページに記載されておりますけれども、20年度の地方交付税につきましては、普通交付税で22億5,028万円、特別交付税で3億7,145万3,000円の合計26億2,717万3,000円でございます。これは昨年度と比較しまして、普通交付税で8,049万5,000円、3.7%の増、それから、特別交付税で2,736万8,000円、8.0%の増となりまして、交付税総額におきましては1億786万3,000円の増額でございます。また、これを歳入構成比で見ますと、

前年度比較1.2ポイントの増の28.9%になっています。

この主な理由でございますけれども、普通交付税におきましては、20年度新たに地方と都市の共生というコンセプトのもとで、地域間の税源の偏在の是正によって生じた財源を活用して、地方の主体的自主的な活性化施策に必要な歳出の特別枠、地方再生対策費、これが国の地方財政計画の中に盛り込まれまして、特に財政の厳しい地域に重点配分することとされたところでございます。

また、この配分に当たりましては、人口規模のコストの差とか、あるいは一次産業の就業人口比較、あるいは高齢者の人口比率、また、耕作地の面積とか、林野面積等が測定単位になっております。

この地方の再生対策費につきましては、下田市分として7,368万1,000円、これが配分されまして、これがそっくり前年度と比較しまして増額となっておりますのが、大きな要因でございます。

また、特別交付税につきましては、その他のルール分としまして、合併準備経費の新たな加算ということで486万7,000円、その他ルール外の総務省裁量分の増額とあわせまして、記載のような金額となっているものでございます。

なお、基準財政収入額につきましては、19年度と20年度の比較におきましては、市民税の所得割を除きまして、税収の落ち込みによる影響はそれほど反映されておりません。27億7,086万8,000円を収入額として算定させていただいております。

一方、需用額につきましては、個別算定経費、包括算定経費のほか、公債費とか、地域再生対策費、それから臨財債の振りかえ分を含み50億2,483万5,000円と算定させていただきまして、これに基づきまして、今回の交付税が交付されているというものでございます。

以上です。

議長（増田 清君） 税務課長。

税務課長（河井文博君） 法人税の大きな減額の理由ということなんですが、確かに法人税5,500万円ほど19年度と比較して減っております。約25%ということで、大きな減額でございます。これについては、電力会社が9号法人ということで、一番大きな会社なんですが、これは地震の関係で原子力発電施設が壊れました。それを補てんするために油をたくさん使うということになってしましまして、約3,000万円この1社が納める法人があります。19年に納めています。その分がまず減ったこと、それから、昨年9月15日に、アメリカのリーマンブラザーズという会社が倒産しまして、これの影響が世界中に与えた影響と

ということで、金融危機百年に一度というような危機がございまして、これらに伴って不況が出たということでございます。

また、20年度はガソリンが大分上がった。180円ぐらいとかというふうに上がりました。これに伴う漁業従事者の船の漁をしているところが少なくなったりとか、それから、建設業が減ったりとか、それから、生命保険会社等がたくさんありますけれども、そういうところが法人割が少なくなったと、そういうようなことで、19年度に比べて約25%の落ち込みがあったと。一番この法人が落ち込んでいるところなんですけれども、これらが主な要因かなというふうに思います。

もう一つ、入湯税の話がありました。1,200万円ぐらいの滞納なんですけど、確かに私どもも納税義務者と特別徴収義務者とお話をするのには、これはお客さんから預かったお金ですよと、これは確かに税金なんですけど、預かったお金ということですぐに納付してください、納税してくださいという形で話を進めております。

1社が、これはもう破産した会社なんですけど、800万円ぐらいあります。ここがほとんどという形なんですけど、これが欠損の話になってくるかと思えますけれども、破産手続をこれからしていく過程で、財産を弁護士が配分するわけなんですけど、それが配分し終わった段階で、もう財産がなくなってしまった段階で、市役所としてはこの会社の債権を欠損するという手続にもっていく手はずになっております。ただ、この会社が破産する前に、うちのほうとしては銀行預金の差し押さえとか、それから、旅行会社のクーポンの差し押さえとかということをやりまして、一応約100万円ぐらいは徴収しておりますけれども、なかなか大きな滞納金額、入湯税ばかりではございませんので、それを一気にとるとというのは、なかなか徴収するというのは難しいなというふうに思っております。

今話したように、入湯税については、以前からずっと預かり金だからちゃんととれよという話は、皆さんから言われておりますけれども、こういう100万円以上滞納しているところが5件ほどあります。

以上です。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 市史編さんの事故繰越の件でございます。今回の決算の監査委員の意見の中にも、「事故繰越は避けがたい事故の場合のみ認められるべきということで、建設工事等における天変地異などであり、事務事業においては、予算の計画的かつ効率的な執行を確保するために必要な計画を立てた中で、これに基づき執行管理されるべきである」と、

指摘を受けております。議員の言われるとおり、大変この件につきましては、当局側としても申しわけないと、このように深く思っているところでございます。

そうした中で、1点は、この事故繰越の理由が明確なものではなくて、自治法上の違反というような見解が述べられました。私どもといたしましては、この件につきましては、何度となく担当課含めて議論をいたしました。自治法上、制度として認められ、一定の条件の中で可能ではありますが、本当にこの市史編さんの事務事業、作業がこれに当たるのかということでございますが、これは何度か報告してございますけれども、この事業につきましては、建設事業等と違いまして、市史編さん、先生方の力量に負うところがほとんどでございます。請け負った印刷業者は大変誠意のある業者でございます。今までこういう状況の中で、何度となく下田のほうにも来ていただき、打ち合わせをし、立派なものを印刷製本したいというような思いの中で打ち合わせをしてきております。

こんなことを言って恐縮ですけれども、先生方におきましては、やはりああいう史編さんの先生ですから、執行年度等々については余り重きを置かないような状況でございましたので、いや、この事故繰越につきましては大変な事態ということを認識してもらってほしいということを、現課のほうにも強く言いまして、先生方とも何度も打ち合わせをいたしました。

そういうことで本来、今、議員が言われましたように、明許繰越をした2年目の段階で打ち切りをして、再度原稿ができた段階でまた発注するという方法も考えました。しかしながら、この理由は、今申し述べたように業者の不手際というよりも、当局が、我々の側の理由でこういうような状態になったということ、それから、やはり先生方におかれましても、今言ったような意識を持っているので、制度上事故繰越という手法があるけれども、これは最後の最後的手段だと。もう退路を断つんだよというようなことまで申しまして、何としても事故繰越した次の年度にこれはもう完成せざるを得ないという意識を強く持ってもらうと。

それから、途中で議員が言われましたように、打ち切りをして次の段階でということになりますと、建設工事等々ですと、でき方によってしっかりと支払いができて、できなかったところについては次の段階で違う業者でも工事は執行可能でございますけれども、この印刷製本費、市史編さんの製本ということにつきましては、例えば、先生方が手書きで書いた原稿を活字に打ち直すとか、途中の作業でそういう状況になっております。それが最後校正をいたしまして、お互いにすり合わせまして、印刷をするというスケジュールになるわけでございますけれども、途中で打ち切ることが今後非常に問題が生じるといいますか、どこまでのでき方で、それが次の段階で必ずしもその業者が請け負うというわけではないということ

も考えまして、ぜひ同じ業者、もう一つは、大変誠意のある業者でございまして、我々が当初を発注するときに、設定額に対して予定価格があるわけでございます。大変安い金額で、本当にこの金額でできるのかなという心配をしたほどの安い金額で請け負っていただいたということ、先ほど言いましたように、途中においても、そういう安い金額で請け負ったにもかかわらず、誠意を持って対応してくれるということからして、ぜひこの業者に最後まで事務事業、作業をやってもらいたいという思いがございました。そういうことで、制度上、自治法上可能でございますので、今まで何度か議員の皆さんにもそういう事態を報告し、ぜひ退路を断つ意味で、事故繰越をお認めいただきたいということで、自治法上の手法に沿ってやらせてもらったという経緯がございます。

先生方もそういう経過を十分認識していただきまして、ぜひ期限までにすばらしい市史編さんを、現行終わるといふことも明らかにしてくれておりますので、これは何としまご理解をいただきたいなど。今後こういうことのないような形で、本当に我々も反省をしています。かつてないようなこの事業での事故繰越、本当に申しわけございませんでした。

議長（増田 清君） 観光交流課長。

観光交流課長（山田吉利君） それでは、私のほうからは、田坂議員からご質問のありました観光協会への補助金の関係の借入金について、まず、補助金の使途について、疑惑を招いたような形になったことについては大変申し訳なく思っております。これはまずはおわび申し上げます。

それで、私どものほうで調査させていただいた内容を説明させていただきたいと思います。

まず、この借入金が2つに分かれておりまして、まず、この本会計に載っているほうが450万円というのがありまして、これが17年度、いろいろな収入減の中でやむなく担保もないというようなことで、協会長ほか副会長3名で450万円をそれぞれ銀行で、個人の名前で借りております。要するに法人格がないということで、観光協会では担保がないということではなかなか借りられないというふうなことがあったようです。

そして、返済計画につきましては、これはもうそれぞれの年度の決算に載っておりますが、18年度に100万円、19年度に300万円、そして、20年度の決算で50万円ということで、450万円はすべて返し終わっております。

この20年度の決算を見ますと、350万円の返済ということで、ここで350万円で、300万円という数字が出てきたわけでございます。350万円のうち50万円は、今説明した17年度にそれぞれの会長、副会長さんが借りたお金の返済の残額の50万円ということで、300万円につ



きましては、これについては、非常に私たちも事情を知らなかったということで、これは本当に弁明のしようがないんですけれども、平成11年に、観光協会事務局のほうで調べていただいた中で、このときは担保といえますか、銀行から借りることができまして、積立金が300万円、幾つかの例えば特別積立金、事務所建設積立金、下田太鼓保存会ということで、14年度においては312万2,745円の口座に積立金があったということで、300万円が平成14年、15年と残高が残ってありました。これについて、当初の経過が私たちも、協会のほうでも実は不明な部分がありまして、全く一般会計といえますか、観光協会の会計の中に載ってこなかったということで、この辺がちょっと私たちも説明し切れなかった部分がございます。それについて、数年、15年以降据え置いたままあったわけですが、やはり銀行さんとのいろいろなお話がありまして、平成20年に積立金を解約しまして、それが特別積立金を250万5,389円解約したと。残りの49万4,611円、これで合計300万円になるわけですが、その49万4,611円については、観光協会の収入が当然あるわけですが、その一般財源のほうから充てたということで、20年度の決算として、先ほどの350万円の残った300万円に充てたということでございます。

そういうことで、この本当に300万円につきましては、一切会計に載っていなかったということで、本当に疑惑を持たれるようなことになってしまったわけですが、今回、その収入の中に積立金で250万5,389円という積立金の解約分が出てきたことで、監査のほうからご指摘を受けまして、注意、ご指導を受けて、それで調査をさせていただいて、何とか真実が判明したということでございます。

そういうことで、市のほうとしても、監督不行き届きの面がありましたが、決して補助金のほうからは流用していないという判断をしておりますので、そういうことでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（増田 清君） 7番。

7番（田坂富代君） 1点答弁漏れがあったんですけれども、市長のほうにお伺いしたんですけれども、入湯税は預かり金なんだけれどもということで、下田の基幹産業である観光が深刻な状態になっているということであろうと。そのことについて、市長のご見解はいかがかということをお聞きしたので、そのあたりのご答弁と、それからもう一点、平成20年度の決算において、弾力条項を適用した会計処理があったのかどうか、お伺いしたいと思います。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） 入湯税の問題につきましては、当然議員がおっしゃるように、通常でいけば預かり金です。お客様から旅館、ホテルが預かっていると。これは申告によって納めるものでありますけれども、常日頃、前々からこの入湯税の滞納というのが出ておりまして、旅館さんとの話し合いの中で、この辺のことは指導してまいりましたが、今回大きなあれにつきましては、長年やはりそういうものがなかなか追いつかないということと、それから運転資金のほうにそれを充当してしまっているという結果の中であります。

当然納付義務は、これはもう消費税なんかと同じように必ず納めなければならないものですから、今後も観光のほうにもやはり市のほうとしては補助金を出している世界でありますので、しっかりその辺の管理をやるように言っていきたいと、このように思います。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） 平成20年度決算で、20年度の弾力条項を適用したことがあるのかないのかということです。この弾力条項というのは、地方公共団体の長が、特別会計のうち、その事業の経費を主として当該事業の経営に伴う収入をもって充てるもので、条例で定めるものについて業務量の増加によって直接支払う経費に不足を生じたときは対応させていただくものでございまして、下田市の場合には適用されていないということです。

議長（増田 清君） ほかにございせんか。

1 番。

1 番（沢登英信君） 1 点は、監査委員の指摘の40ページにあります国民健康保険特別会計、あるいは下水道の会計に属する臨時職員の賃金が一般会計で支出されていて適正でない。こういう指摘があるわけです。これはそういう意味では、議会も予算上は認めてきたことでもありますので、どのように当局としては検討といいますか、考えておられるのか、1 点お尋ねをしたいと思います。

それから、決算ですので、その報告は会計管理者がするということではいいと思うんですが、当然当初予算で施政方針演説をされているわけです。施政方針を出していきまして、やはりそれがどのように施政方針が1 年たって実施をされてきたのか。このことの報告があってしかるべきではないかというぐあいと思うわけです。そうでありませんと、ただ単純に数字的な間違いがあるかないのか、こういうことに終わってしまうわけで、政策的なチェックがなかなかできないということになるかと思うわけです。そういう点で、決算の施政方針に対する一定の報告を、自らの評価といいますか、そういうものがあっていいんじゃないか。

主要な施策の成果でそれは表現しているんだということかもしれませんが、改めてその辺のところの具体的なものがあればご紹介をいただきたい、こういうぐあいに思うわけです。

そして、なお具体的な点について言いますと、決算書の200ページのあずさ山の家の管理運営事業であります。指定管理をお願いしている、こういう事業であろうと思いますが、当初出されました指定管理の事業計画と照らしますと、恐らくその収入状況や事業計画も大分食い違いが出ているのではないかと、こういうぐあいに思うわけですが、その点をどのように評価をされているのかと。そして、やはりこの状況からいきますと、当初予定しました収入がこの指定管理者は得られない状態にあるのではないかと。そういう状態では長く指定管理を続けていくことができないような事態に近々なりはしないかと、こういう疑問を持つわけですが、この点をどのように考え、評価されているのか、改めてお尋ねをしたいと思います。

議長（増田 清君） 上下水道課長。

上下水道課長（滝内久生君） 特別会計におけます臨時職員の手当が一般会計のほうで支出されたということですが、事の起こりは、市役所の中には臨時職員が大勢おり、いろいろな各課で計上しておったんですけれども、一元管理して弾力的な運営をしようということとでまとめたという経緯がございます。そのときに失念というか、下水道特別会計も国保のほうも経費を一緒にされてしまったということです。それで、監査委員会からのご指摘を受けましたもので、平成22年度予算からはきちり特別会計のほうで計上して、是正していくというつもりであります。

以上です。

〔発言する者あり〕

議長（増田 清君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） 今の件なんですけれども、ここ数年厳しい財政状況によりまして、新規職員の採用において、退職者と同数を補充することが困難であるということから、職種によっては臨時職員対応となっているところでありまして、人事管理の一環として、人事係に予算を集中して管理したほうがより合理的に全体としての管理ができるということで、平成18年度から実施をしてきたところでございますが、確かに今、上下水道課長言われましたとおり、監査委員会のご指摘のとおりでありますので、来年度より改めていきたいというふうに考えております。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） この臨時職員の予算措置につきましては、今、両課長の話した経過があるわけでございます。監査委員のご指摘も受けまして、来年度からどのように予算編成していくかということで、内部的にちょっと検討させていただきました。当然それぞれの会計で予算計上したほうがその実態が明らかになってわかりやすいというようなご指摘も、過去にもございました。したがって、そういった点からも、改める方向で検討させていただきたいと思っておりますけれども、例えば産休、あるいは育児休業の職員、これにつきましては、どこでどういう形で出てくるか予想できませんので、こういったものにつきましては、総務費の100番事業の中で手当をさせていただきたいなというふうには思っております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） あずさ山の家の指定管理の件でございます。

確かに収入に比べて支出が多いという状況ではあります。その対応につきましては、グループ全体で対応しているということですので、努力をしてもらっているのではないかと考えております。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 予算方針と決算、当然に決算の段階で予算方針に対してどのような形で決算が打てたかという見解をということでございます。

沢登議員も今言われましたように、主要な施策の成果という中にそれぞれ予算執行上の方針、またこういう実績ということで述べてございます。大変申しわけありません、今ここで急に言われて、頭の中をぐるぐる自分なりに思っているんですけども、こういうような形で、今後その意見は尊重したいなというふうに思っておりますけれども、ぜひ主要な成果をご覧をいただければというふうに思います。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 指定管理の問題を他のグループの収入で充てるから運営できるんだと、そういうことではないと思うわけです。どういうことでこの業者に指定管理をしたかという指定管理をするに当たっての当然の選考過程や、選考資料があるわけですから、そういうものに照らして、また事業主が出してきた計画と照らして、それが実行どおりにされていないと、大変な赤字を出しているという現状は、やはりきっちり業者に指摘をして、次の指定管理のときにきっちり生かしていく必要があると思うわけです。ほかのところでもうけているのをここにぶち込むからそれでいいんだよというふうなそんなことには当然ならないと思う

わけです。

当局として改めてそういう答弁でいいのかどうなのか、確認をしたい。むしろやはりその答弁は撤回してもらわなければならないような答弁の内容ではないかというふうな気がちょっとするんですけども、議事の内容にちゃんと残っていいような答弁だったのかなと、そんな思いがしますが、改めてお尋ねをしたいと思います。

それで、引き続いて、施政方針の6ページの件であります。保育所と幼稚園の窓口が一本化されて、在園園児の多様化に対する、保育ニーズに対する問題の解決を図る。そして、そういう意味では耐震化、幼保の一元化の対応を進めるということと、幼稚園、保育園の大変老朽した施設については改善の方向で検討をしていく、そういうことが方針として出されているわけでありましてけれども、それがどのように実施がされたのかということを変更してお尋ねをしたい。

そういう点で言えば、昨日の田坂さんの一般質問の中にありました特別支援教育について、方針でどう書かれたのかという点はきっちり見直していただくことが必要ではないかと思うわけですね。専門的な知識を有する臨床心理士によります教育相談体制を整えると、こう方針を出しているわけですから、これが臨床心理士による教育相談体制がどういうぐあいにつくられたのかという報告はいただきたい。できたのかできないのか。そして、日々の生活支援の支援を1人増員して、3人体制とするという方針が出されているわけでありまして、そういう点での実施はそのとおりに進んだのかどうなのか。ぜひお尋ねをしたいと思います。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） 今、施政方針の中に、議員おっしゃられたようなことがあるわけでございます。幼保の方針につきましては、私ども19年度から係ができて、いろいろ検討はさせていただいております。なかなか実情を知れば知るほど難しいなというようなこともあるわけなんです。昨日もご答弁させていただきましたように、幼保の検討委員会というものを新たにつくり上げましたもので、今年度中に計画をまとめるというふうなしっかりした方向ができたのかなというふうの一つ思っております。

それともう一つ、特別支援の関係なんです。これは20年度当初につきましては、支援員については1人を予定していたと思います。それなんです。昨日もご説明いたしましたように、そういういろいろ程度の差はあるわけなんです。支援が必要な子が増えているというふうなことで、年度途中で何回かに分けて募集させていただいて、最終的には6人になったはずなんです。すみません、この辺については、はっきり人数は申し上げられないんですが、

年度が終わったときには6人になっていたと思います。そういうことで、できるだけ対応していております。

そして、臨床心理士でございますが、神奈川県在住の先生に年何回か来ていただいて、学校を回っていただいて、このときに指導主事ですとか、参事も同行することがあるわけなんです。そういう中でしっかりと、その子を含めて学校にどういうふうな対応をしたらよろしいのか、そういうふうな指導をしていただいておりますので、その辺につきましては、指導方針どおりの成果は上がっているというふうに思っております。

以上です。

議長（増田 清君） 産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） ただいま栄協メンテナンスの他のグループと言いましたのは、栄協メンテナンスの中の直接携わっている人たちのほかのグループという意味で使わせていただきました。

それとあと、指定管理の選定ですけれども、これは山の家自主事業の多様性ということにつきまして、かなり評価されたのではないかと考えております。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

5番。

5番（鈴木 敬君） 1件だけお聞きします。

収入未納額、いわゆる滞納分です。これが一般会計と特別会計をあわせて対前年度比5億円増えていますと。今までは十四、五億円で大体推移してきたのではないかと思うんですが、19億5,000万円と、20億円近いです。一気にこんなに増えたというのは、これは常識的に考えればいろいろな不景気の問題だとか、わかりますけれども、この内容についての説明をお聞きします。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） 平成20年度の未収金の内容でございますけれども、それぞれの課別に申し上げますと、税務課のほうで9億円余の実未収金額がございますが、このうち現年分が1億4,800万円ほど、それから、滞納繰越分で7億5,463万円ほどになっています。これはそれぞれの税の中で、例えば市民税の個人分とか、あるいは法人の現年分、滞納繰越分、大きいのは固定資産税の現年分ということで、約8,000万円ほどございます。それから、滞納繰越分で約3億6,700万円というような大きな数字になっております。

また、税務課関係は以上ですけれども、学校教育のほうでは、公立保育所の運営費の負担金、要するに保育料とか、民間私立保育所、地域保育所の保育料とか、そういう形ですけれども、現年分は73万円ほどなんですけれども、過年分で、滞納繰越分で約320万円ほどございます。それぞれ使用料とか、あるいは税とかで未収金が発生しております、合計が、今、議員がご指摘のとおり、かなり大きな金額という形で、下水道とか、特別会計とあわせると、現年分で約3億8,000万円、それから滞納部分で12億円というような形になっています。

ただ、一般会計上は現年分で1億5,800万円、それから滞納繰越分で7億6,700万円という状況になっておりますけれども、これについては、先ほどのご質問にもございましたとおり、徴収努力を重ねていくということと、それから、県のほうがこの未収金の取り扱いについて、それぞれの自治体の努力の足跡を今後県の各自治体に対する財政支援に反映させていく旨の考え方を持っているというふうに伺っておりますので、私どものほうとしましても、できる限りこの未収金の徴収努力を重ねていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 5億円も増えるというのは、単に徴収努力がちょっと足りなかったというのを乗り越しているのではないかと。そもそも下田市の経済がこれだけ疲弊してしまっているんだと。特に監査の報告なんかによりまして、個人市民税なんかも前年比10%以上増えてしまっています。何かすごくこの間の下田市の経済の疲弊というのはここに一気に出てきてしまったのではないかと、そういうふうな印象を持たざるを得ないわけなんですけれども、そこら辺についてどういうふうにお考えなのか、お聞きします。

議長（増田 清君） 税務課長。

税務課長（河井文博君） 先ほど言いましたように、一番大きいのは税で、法人市民税というのが25%あって、それはもう特筆すべきことなんです、ほかは10%増えているとかとそういうものはなくて、前年よりも0.6%ほど収納率は下がっておりますけれども、大体2,000万円ぐらいですか、収納率はそのような下げ方ですけれども、10%下がるというそういう話はないと思います。

先ほど企画財政課長が申したのは、税とか、その他もろもろの市の全部をあわせた、特別会計をあわせた、そういうことございまして、確かに市のほうの徴収率は、先ほど田坂議員からご質問があったように、経済状態が悪くなって少しずつ下がっているよ、右肩下がり

になっているよという話もありますけれども、今言ったように、大きなそんな10%下がると、そういうことはないと思います。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 監査結果報告書の11ページに、収入未済額のところがあって、市税収入未済額比較、市民税、個人税、前年に比べて10%未収額が増えているというふうに記載されているのでお聞きしたわけなんですけれども、この記載は、では誤っているということなのか。

議長（増田 清君） 暫時休憩します。

午後 1時42分休憩

午後 1時45分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

引き続き、5番 鈴木敬君の質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

税務課長。

税務課長（河井文博君） 先ほどの11ページの中ほどの市税収入未済額比較でございます、これは19年度は1億8,100万円未済がありまして、20年度は1億9,900万円ということで、1,800万円の比較になっていますけれども、これが増減比で10%ということです。ちなみに、その下は法人ですけれども、法人は1,600万円、19年度が1,679万7,000円で、20年度は1,600万円ということで、滞納というふうなのではなくて、未済額比較ということでございます。

以上でございます。

取れなかったものが10%というわけではない。

議長（増田 清君） ほかに質疑はございますか。

9番。

9番（増田榮策君） まず、この財産収入について、下田の公園の下の市有地の貸し付け、これは解決しているのか解決していないのか。今までの総額の未収金額、地代に直すとのぐらいになっているのか。この点を教えていただきたいと思います。

それから、私は財産収入で、市有地の遊休地として稲梓診療所の跡地がそのままに放置されているんだけど、こういう跡地をやはり有効利用するということが財政の基本だと思うんですが、なぜこのまま現状は放置されているのか、その辺のところをお伺いします。



それと、集落排水事業特別会計及び下水道事業特別会計の一般会計からの繰入金の割合が高い。これは監査が指摘しておりますが、今後どのようにこれを是正していくのか。その辺をまずお伺いいたします。

議長（増田 清君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） 市有地の問題でございます。少々お待ちください。

下田公園下の問題でございますけれども、随分昔、戦前から話でございます。今、顧問弁護士のほうと、あそこに3軒家屋があります。そのうちの1軒については、今顧問弁護士のほうと訴訟に向けた形で協議を重ねている最中で、近々議会の皆さんにも全員協議会の中で協議をさせていただき、最終的に近いうちに議案の上程に至るのかなと、そのような状況でございます。

〔発言する者あり〕

議長（増田 清君） 地代の未収です。

副市長。

副市長（渡辺 優君） 稲梓診療所の土地の件でございますが、あその土地については、一時期稲梓地域に診療所をとということで議論をいたしまして、一旦予定をしかけたんですが、診療所のほうで別の位置を自分たちで探すということで、現在中学校の下側に設けられたという経過がございます。

正直なところ、その後あその診療所の跡地について、どういうふうな利活用をしようというのは議論をしてございません。今まで方針として、未利用地については積極的に売却も含めて活用しようという方針は立てておりますけれども、今言ったようなちょっと地形的にも、また前面道路との乗り入れの状況等から、なかなかいい方針が立てられないでおりますけれども、方針そのものが未利用地について有効活用という方向でございますので、今後はそこも含めて議論をしていきたいなというふうに思っております。

それから、集落等への繰入金が多いということにつきまして、集落につきましては、起債残高も1億円を切った今回の決算の報告をさせていただいております。下水道等への繰り出しも含めまして、下水道のほうにも、先ほど決算の報告の中でありましたように、繰上償還の中で大分軽減されるようになってきておまして、繰り出しもピークからは少しずつ減額、軽減されているような状況でございます。

特別会計への繰り出しはほかにもございますけれども、いろいろそれぞれの特別会計の中でも苦勞はしておりますけれども、一般会計からの繰り出しについては、やはりその会計の

不足分を出さざるを得ないという状況の中で、極力節減の中でという思いでいろいろ予算計上をしているところでございますけれども、下水道会計と同じように今後これらについても一般会計からの繰り出し、1万円でも少ないような形で自己努力といいますか、会計ごとの努力を喚起していきたいなというふうに思っております。

以上です。

議長（増田 清君） 9番。

9番（増田榮策君） この市有地の貸し付けでございますけれども、公園下の問題でございますけれども、かれこれこの問題が発覚してから30年はたっていると思います。私が質問してから10年以上たっているわけですが、まだ1軒も解決されていないということで、非常にこれは大変な事態だなと、私は思うわけですが、余りにもこの対応が遅いというのが本当に私は納得できないんです。とにかくこれがもしこの間に借地料が入っていれば、相当な収入になるわけでございますが、一時的にこの訴訟が敗訴といいますか、不調になったおかげで、そこから凍結されて、借地料が払われていないと、こういうようなことがあります。ただの一度だけ私が指摘してから、監査が指摘した限り、監査もこれを指摘していないんです。この問題について監査も指摘していないと。だれも質問しなければやみからやみへ全く放置されてきたという実態があるんで、この問題についてはやはり全員協議会なり、そういった公のところで、市長自らこの問題はこうする、こういう実態はこのような訴訟で解決するとか、そういう方針を打ち出さない限り、僕ははっきり言って納得できません。30年も放置してきたということは、これは役所の怠慢ではないんですか。お金が1円も入っていないわけです、その間に。それで、弁護士へ頼んでいても、解決できないんです。だったらほかの弁護士へ頼んでも、僕はやるべきではないのかなと。その点についての市長のご決意をお願いします。

それから、監査が指摘している集落排水事業の特別会計、下水道事業、昨日の一般質問で、市長は、平成24年度以降毎年8億円ぐらい借金しても大丈夫だと、胸を張って言っていたわけですが、しかしながら、私はこの平成24年を待たずして、だんだんこの集落排水の田牛の部落も高齢化して、家は増えていないような実態なんです。ですから、これは当面この集落排水特別会計は値上げすることも、私は不可能だと思うんです。それで、ますますこの格差が広がってくるのではないのかなと。それになおかつ下水道事業においては、施設の3分の1しか使われていない巨大な施設が今の施設なんです。その辺について、下田市の今住民の実態、それから加入の実態、いろいろな総合的なものを考慮すれば、早急に好転するような収入に結びつくような加入は、私はないと思います。これらの下水道事業をいかにして一般

会計から繰り入れを少なくしていくかということが、私は大きな行政の課題になっていくような気がするんです。その点、下水道の本当の見通しというのはどうなのか。一般会計で減らせるのか減らせないのか。その辺のところをもう一度お聞きいたします。

それともう一つは、下田市の灰捨て場の使用料として9,831円来ていますが、これは借地料だと思うんですが、この下田の灰捨て場の借地というのは、これは厚生省の基準からはもう使ってはいけない、廃棄して埋め戻すか、またはしなければいけない基準のものではないでしょうか。これもまた放置しているのではないのでしょうか。すべて廃棄しないで物置き場かなんかに使っているということで、ずっとまたあれをしている。これこそちょっと問題ではないのかなと。早急にこれは基準に戻して、埋め戻してやるべきではないのかなと。この灰捨て場の今後の計画というのはどうなっているのか、その辺をお聞きします。

議長（増田 清君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） 確かに増田議員からは何度も何度も下田公園下の関係で提言をもらっているわけですが、下田公園下の市有地というのは、戦前から土地賃貸借契約により、土地の賃借を行ってまいりました。下田公園利用者の利便を図る観点から、トイレの建設や駐車場等に使用するべく、建物所有者や占有者と立ち退きについての話し合いを重ね、その結果、現在の下田公園下のトイレ、それと、下田消防団の第一分団第三部詰所部分については協議が調いまして、建物の撤去が行われ、建設されたものであります。

さらに、トイレ横にあった建物についても、平成14年4月に建物の移転補償をし、建物解体と敷地の整地を行い、駐車場として今現在活用しているところでございます。

今言ったとおり、一部については解決をしているわけですが、先ほども言いましたように、現在も3棟の建物について未解決となっております。これらにつきましても、過去にも法的手続によりまして、下田市の主張が認められる判決を得て強制執行に取りかかったものの、既に第三者が新たに建物を占有していたため、執行不可能となる経過がございました。

そういうことで、法的な手続も効果がなく、現在に至っておりますが、ここにきまして、新たなる占有者が占有するに至った経過等について顧問弁護士と協議をした結果、今既にこの3棟の建物のうちの1棟ですけれども、先ほども言いましたように、訴訟に入る今準備に入っているところでございまして、そう遠くない間に議員のご提案のありましたように、全員協議会のほうで協議をし、議案の提案にこぎつけるのではないかなと、そのように考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

以上です。

議長（増田 清君） 環境対策課長。

環境対策課長（藤井睦郎君） 灰捨て場の借地料の件でございますが、この借地料は東電線の上空占用の料金でございますが、この敷地に接した何か建物があるのそういう使用料ではございません。

それで、跡地の利用につきましては、今年10月、この2年間かけていろいろな水質調査とか、安全性の検査をしております、その結果、良好ということで今進んでおりますが、10月にはその廃止の届けを出す予定にしております。

その後、この跡地の利用のことになるわけですが、やはりこの最終処分場の跡地の利用というのは慎重にしていかなければいけないということで、7項目にわたってこの利用に対する指針というか、こういうものがあります。この地盤の沈下が少ないとか、支持力があるとか、地すべりとか、また、可燃性のガスとか、悪臭とか、そういういろいろなことを考慮した中で、利用を考えていかなければいけないということになっておりまして、今のところにおきましては、この現灰捨て場につきましては、湾曲した形の地形になっておりまして、正方形の方形型の跡地になっていないということもありまして、場所柄も利用しにくいところがあります。そういう中で、今のところ現状は緑地的な、植栽的なことも考えながら安定した土地となるよう様子を見ていきたいと、このように思っております。

以上です。

議長（増田 清君） 9番、答弁が漏れありますので、待ってください。

企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） 下水道事業への一般会計の繰出金の関係でございますけれども、先ほど副市長のご答弁の中にございましたように、やはり起債の元利償還等かなりあるということで、どうしても一般会計の中から繰り出していけないと下水道事業の適正な運営ができないということなんです、ご承知のとおり、補償金免除の繰上償還の制度を最大限活用いたしまして、起債の残高も平成20年度では85億円、これは平成21年度末には約81億6,000万円にぐっと下がってまいります。この傾向がこれからずっと続きまして、起債の償還も軽減されてまいりますので、当然下水道事業特別会計でございますので、事業独自の努力の中で財源確保というのは大前提でございますけれども、そういった努力とともにこの償還のほうも減ってまいりますので、一般会計からの繰り出しもそれに応じて漸減していくということでございます。そのために努力してまいりたいというふうに考えています。

議長（増田 清君） 9番。

9番（増田榮策君） 下水道会計の償還については確かにそういうふうな数字で、そういうふうなデータでいけば確かに償還は減っていくんでしょうけれども、これから少子高齢化ということで、あれだけの3分の2しか使われていない施設を維持管理していく。もう既に老朽が始まっているんです。これから数年間のうちに、僕はかなりの出費がかかってくるのではないのかなと。だから、償還はされどもまた借金が増えていくと、こういうイタチ返しのところが出てくるのではないのかなと、それを心配するわけです。その点の本当の見通しはどうなのかということを実は聞いたかったわけです。本当の見通しはどうなのかと、結局はお金をなしてもまたお金を借りる、お金をなしてもまた借りていかなければならない。こういう自転車操業に陥ってくるのではないのかなと、これを聞いたかったわけですが、もしわかれば、その辺のところを教えてくださいたいと思います。単純なことですが、教えてください。

それから、公園下の訴訟が1件始まっているということですが、あそこにたしか問題のところは3軒だと思えますけれども、3軒すべて訴訟の対象者、または占有者、これを又貸しとか、そうしているものを今度はちゃんと掌握しているでしょうか。それで、そのほかのものの見通しは、何でその2軒についての訴訟ができないのか、それを明確に説明していただきたいんですけども。その辺をもしわかれば。

議長（増田 清君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） 訴訟が始まっているということではなくて、今訴訟に向けてある程度近いうちにできるということ、まだ訴訟準備段階でございます。

先ほど議員さんも言われましたように、もう30年来ずっとこういう長い形できて、3軒あるわけでございますけれども、正直言ってやっと1棟の件についてここまでこぎつけられたのかなというような感じでは思っていますけれども、あとの2軒についても、当然公園下、こういう大事な問題ですので、なるべく早い時期にそのような形にもっていきたいというふうに考えております。

議長（増田 清君） 上下水道課長。

上下水道課長（滝内久生君） 今一般会計のほうで、繰り入れ先の状況ということで、答えさせていただきます。

確かに下水道につきましては、膨大な費用を要する事業でございます。先般の料金改定でも、維持管理の費用は料金で賄おうということで、多少資本費まで回りますよというご理解

をいただいて改定したわけですけれども、過去の投資の中身からいきますと、単年度に管渠費14億円なんていう施工をした経過もございます。現在は管渠費はもう抑えて5,000万円程度です。それで、借金の繰返しという表現だったんですけれども、維持管理につきましては、1億円程度で今抑えていますので、当然30年期限で借金するわけですけれども、過去の分の大きな起債部分がほとんど完済されてきますので、一般会計からの繰り入れについては、もう少しちますと激減していくというようなつもりであります。

議長（増田 清君） ほかに質疑はございますか。

10番。

10番（大黒孝行君） 1点お聞かせをください。

当初予算のときに、20年度の予算は大変合併に向けての骨と皮の財政運営だなという思いがして、その後、補正につきましても、ずっと減額補正が続きまして、大変活性化という意味でも何も仕事ができなかったなという思いが残っています。その中で、教育費なんかは全国的にずっと総体的に減っている中で下田市は頑張ってきた。そういうことも考えますが、そこで、そうした頑張った教育費でも不用額が838万円だと。大変この不用額合戦をしているような思いにとらわれたもので、そこで1点象徴的にお聞きをいたします。

民生費の中で6,000万円の不用額がございまして、民生費の扶助費を含めて大体すべて義務的経費に近いような感覚を私は持っていますもので、顕著な部分としてこれをちょっとひも解いていただきたいので、総体的には指摘もされておりますが、1億5,000万円の予備費に、そのほかに1億数千万円の不用額で2億何千万円かの不用額になったと、こういう資料でございますもので、その一番の不用額の大きな部分としてこの民生費の部分をちょっとかいつまんでお知らせをいただきたい。お願いします。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） 不用額の関係でございますけれども、今民生費についてということでございます。主に3款1項社会福祉費の中の身体障害者の扶助費、これが大体297万1,000円、それから自立支援の扶助費ということで1,141万4,000円、社会福祉費で1,986万8,000円ほどの不用額が発生しております。これは実績に基づくものということでご理解いただきたいと思っております。

さらに、児童福祉費という形の中で乳幼児医療費、これが347万3,000円、それから、児童扶養手当、これは当然実績に応じた形での給付となるわけでございますけれども、これが539万1,000円、それから、母子家庭の医療費の助成、これもちょっと減額されておまして、

そういったような不用額です。

一番大きいのは、生活保護費の生活扶助、これが1,859万5,000円ほど下がっております。これについては、主要な施策の成果にも記述されておりますけれども、当然生活保護のそういった扶助が見込みよりかなり下がってきたというところで、大きな不用額の発生原因となっているものでございます。

以上です。

議長（増田 清君） 10番。

10番（大黒孝行君） 結局、事業の精算にかかわる不用額だと。これは補正のときでもずっとそういう形だったものですが、もともとの組み立て方にこれだけの大きな幅ができたのは何だかいと、こういう問いかけでもございますもので、今の生活保護と、ちょっと課長が言うほどには私はそんなに見込みが減ったなんていう思いがしなかったもので、極端に生活保護が改善されて保護を受ける世帯が少なくなった、そういう認識も私はないものですから、その辺細かく教えていただけますか。

議長（増田 清君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（清水裕三君） 生活保護費の件です。

生活保護費の減額の主な理由は、医療費が激減しております。そのための減額となっております。生活保護の世帯は6世帯増えております。それで、人間としては1名減っておるんですけれども、主な理由は医療が減ったということ。この医療費がなぜ減ったかは、ちょっと申しわけないけれども、わかりかねます。

以上です。

〔「わからないと言うの」と呼ぶ者あり〕

福祉事務所長（清水裕三君） 生活保護費は10割負担ですので、ちょっとの理由で1,000万円ぐらいの金額は出てしまうんで、それで、主な理由は、検討したところ医療費でした。そういうことです。

議長（増田 清君） 10番。

10番（大黒孝行君） 細かくは、また決算特別委員会を開かれるようでございますので、委員になられた方にまたお願いいたしまして、この大変不用額に一生懸命になって、その辺余ったもので何かをしようというあれが全然見えなかったものですから、その辺のあれも含みまして、今後にもまた、合併もなくなったから使う意思はあるというようなあれだったものですから期待はしていますけれども、決算委員の皆さんにお願いをして、質問を終わります。

議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって認第1号に対する質疑を終わります。

ここで10分間休憩をいたします。

午後 2時14分休憩

午後 2時24分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、認第2号 平成20年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑がないものと認めます。

次に、認第3号 平成20年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑がないものと認めます。

次に、認第4号 平成20年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

7番。

7番（田坂富代君） 毎年、この公共用地取得特別会計におきましては、同じ指摘がされていると思います。9月議会において過去の経過を見てみますと、必ず駅前広場と一体的にという形で、この開発をどうするのかということなんだと思います。旧バスターミナルのところ。去年の9月議会でも企画財政課長の答弁で、早目に市の財産として有効活用をすべき庁内のワーキング会議で協議をしていきたいと、方向性を見出したいと、毎年同じような議論をここでしているようでございます。平成20年度中に庁内ワーキング会議で何回協議をされたのか、どのような方向を見出したのか、お伺いいたします。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） 確かにこの公共用地取得特別会計に係る駅前のバスターミナル用地の問題につきましては、現在、ある団体に年間300万円で貸し付けをして、ずっときている状況がございます。この用地の活用については、駅前の車線の拡幅等も過去話がござ



いまして、その折にいろいろその活用について具体的な考え方が出てくるのではないかという形で過去議論されたこともございます。その後、庁内のワーキンググループの中での会議の中でも、具体的に結論づけた土地利用については、現在のところ出ておりません。また、会議につきましても、議員におしかりを受けるかもわかりませんが、それほど積極的に会議を開いて、近々にこの土地を何とかしようかというような具体的な検討は今のところはしてありません。

ただ、今後この土地の取り扱いについては、いろいろ土地開発基金との関係も出てまいりますので、今後もその団体への貸し付けの是非も含めて、やはり早い時期に具体的な方向性を結論づけていく必要があるということは認識はしておりますので、議員のおしかりはわかります。ですから、改めてその辺を積極的に検討してまいりたいというふうに思います。そういうことでご理解お願いいたします。

議長（増田 清君） 7番。

7番（田坂富代君） 多分毎年、同じご答弁のようでございますけれども、今回なぜここで質問させていただいたかといいますと、今後身の丈に合った行財政運営という中で、先ほどもご答弁にありましたけれども、市有財産は処分するものがあれば処分していくという方向性もあろうかと思っておりますので積極的に、また来年聞くかもしれませんので、きちんとワーキング会議で協議されてやっていただきたいと思っております。

議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって認第4号に対する質疑を終わります。

次に、認第5号 平成20年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

7番。

7番（田坂富代君） これも毎回聞いていることですが、収納率が調定額に対して86.7%で、前年度よりも0.9ポイント下回ったということでございます。20年度決算における調整交付金はどのくらい減額になったのか、お伺いいたします。

議長（増田 清君） 暫時休憩します。

午後 2時30分休憩

午後 2時36分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

7番 田坂富代君の質疑を続けます。

当局の答弁を求めます。

健康増進課長。

健康増進課長（藤井恵司君） 申しわけありません、貴重なお時間をいただきまして。

先ほどの収納率の下がった関係で調整交付金はどういうふうになるかということでございますけれども、幅がありまして、7%変わらずということで、概算ですが400万円程度でございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって認第5号に対する質疑を終わります。

次に、認第6号 平成20年度下田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑がないものと認めます。

次に、認第7号 平成20年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑がないものと認めます。

次に、認第8号 平成20年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑がないものと認めます。

次に、認第9号 平成20年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑がないものと認めます。

次に、認第10号 平成20年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑がないものと認めます。

次に、認第11号 平成20年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

10番。

10番（大黒孝行君） 水道のほうなんです、有収等の部分で大変ここに出ているデータが、特に各月ごとのばらつきがございますけれども、73でしたか、有収分でいわれて、12月に特筆して60%台に陥っている部分がございますので、その辺の説明をお願いしたいことと、石綿管をかえなければいけないということの趣旨は、老朽化して漏水の原因になるという考え方もございますけれども、ほかにもあるやに思っておりますが、その辺ありましたらお聞かせください。お願いします。

議長（増田 清君） 上下水道課長。

上下水道課長（滝内久生君） 今、大黒議員のご質問は、上水決算資料の24ページになります。24ページの平成20年度月別総配水量という表でございます。その中に12月の欄でございますけれども、配水量が44万7,058トン、それから、有収水量が29万1,350トンということで、この差が大きいのではないかと、その辺はどういうわけかというご質問でございます。

これにつきましては、配水量につきましては、12月1日から31日までの数量を記載してございます。それから、有収水量については、10月15日から12月15日までの検針の上った集計の数値が記載してございます。それで、年末は来遊客も多いということで、何かと水は伸びます。ただ、その前の10月の半ばごろから10月、11月については一番水量が落ちるときでございます。それで特にこの差が大きいということでご理解願いたいと思います。

それから、石綿管につきましては、第一に老朽管ということで、特に耐震性がないということで、漏水対策の一環として管路を再生していきましようというのが第一の目的でございます。

それから、大黒議員ご指摘の健康の関係のことでもあるのではないかとということでございます。健康被害のほうにつきましては、漏水防止というボリュームからすれば、私どもの感覚は小さいんですけれども、ここに平成17年7月に厚生省のほうから石綿管の溶質の見解がございまして、それによりますと、石綿管のアスベストについては、呼吸器からの吸入については害があると。水道水中のアスベストの存在については、問題となるレベルにはないというような通知文書をいただいております、健康の面では問題がないという判断をしております。

す。したがって、石綿管については漏水防止、物のライフサイクルの延長ということでやっております。

議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

1 番。

1 番（沢登英信君） 決算書の20ページの貸借対象表の中の未収金が8,965万9,000円、約9,000万円ほどあるわけですけれども、この主なるものは何であるかということと、この未収金の増減というんでしょうか、そういうものがどう推移していつているか。その前の17ページの当年度未処分剰余金が約6,500万円だと。この数字と約9,000万円からの未収金を比較してみますと、この未収金の量がやはり大きいんではないかというふうな感じがするわけです。この未収金を減らす努力が必要かと思うんですけれども、その原因は何かという点を1点お尋ねをしたいと思います。

議長（増田 清君） 上下水道課長。

上下水道課長（滝内久生君） 未収金につきましては、今年度、通年トータルで8,979万3,381円となっております。ちなみに、平成19年度決算におきましては、1億326万1,742円ということで、昨年の未収金額から20年決算を差し引きますと、1,346万8,361円減少しております。早目の催告、大きくならないうちの未収金対策を事細かにやっておりますので、減ってきたのは担当職員の努力だと思います。

それから、未収金の主なものといいますと、やはりホテル関係のところはかなり大きいものがあります。あと2万円、3万円という小さな積み重ね、そういう2カ月で3,000円、4,000円程度の水道料金、そういう低額の料金でもなかなかお支払いしていただけないという方がかなり増えてきたということです。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって認第11号に対する質疑を終わります。

以上で、認第1号から認第11号までの11会計の決算認定に対する質疑は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認第1号から認第11号までの平成20年度下田市各会計の歳入歳出決算11件につきましては、8人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、

ここに付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、8人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定をいたしました。

重ねてお諮りいたします。

ただいま設置することになりました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、1番、沢登英信君、2番、藤井六一君、3番、伊藤英雄君、5番、鈴木敬君、6番、岸山久志君、7番、田坂富代君、10番、大黒孝行君、11番、土屋誠司君を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました8人を決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで、ただいま選任されました委員の方は、決算審査特別委員会の正・副委員長を互選していただくため、委員会を開催していただきたいと思います。

委員の方は第1委員会室へお集まりください。

ここで暫時休憩いたします。

午後 2時47分休憩

午後 2時58分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ここでご報告申し上げます。

休憩中、決算審査特別委員会を開催し、正・副委員長の互選をいたしました結果、委員長に大黒孝行君、副委員長に岸山久志君が選出されましたので、ご報告いたします。

報第8号～報第10号の上程・説明・質疑

議長（増田 清君） 次は、日程により、報第8号 平成19年度決算に基づく下田市健全化判断比率の報告のうち将来負担比率を訂正する報告について、報第9号 平成20年度決算に基づく下田市健全化判断比率の報告について、報第10号 平成20年度決算に基づく下田市公

営企業の資金不足比率の報告について、以上の3件を一括議題といたします。

当局の報告を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） それでは、報第8号、報第9号につきまして、一括してご説明申し上げます。

まず、報第8号 平成19年度決算に基づく下田市健全化判断比率の報告のうち将来負担比率を訂正する報告についてでございますが、議案件名簿の12ページ、13ページをお開きいただき、あわせまして、条例改正関係等説明資料の1ページから6ページまでをご覧くださいと存じます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律、略称しまして自治体財政健全化法と申しますが、これは平成19年6月15日に成立し、同月22日に公布されて、平成20年4月1日からの一部施行によりまして、平成19年度決算から健全化判断比率の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標及び公営企業に関する資金不足比率につきまして、監査委員の審査、議会への報告並びに財政指標の数値の公表が義務づけられたことから、昨年9月市議会定例会におきまして、ご報告申し上げたところでございますが、その中で、将来負担比率につきまして、算出方法に不適切なところが判明したため、まことに申しわけございませんが、監査委員の意見を付し、今議会におきまして訂正の報告をさせていただくものでございます。

それでは、報第8号でございますが、議案件名簿の12ページをごらんいただきまして、これは議案のかがみでございますが、平成19年度決算に基づく下田市健全化判断比率のうち将来負担比率を訂正する報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告した平成19年度決算に基づく下田市健全化判断比率のうち、将来負担比率を訂正することについて、監査委員の意見をつけて別紙のとおり報告するものでございます。

訂正の理由でございますが、将来負担比率の算出基礎であります都市計画税の充当見込額に地方債の利子償還額が考慮されていなかったためでございます。

ご承知のとおり、健全化判断比率の将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債に当たる額、すなわち将来負担額を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除した額の標準財政規模を基本とした比率でございますが、一般会計等の起債残高、債務負担等のいわゆる将来へ引き継がれる実質的な負債の標準財政規模を

基本とした額に対する比率のことをございます。

平成19年度決算に基づく将来負担比率につきましては、昨年9月市議会におきまして、129.8%とご報告申し上げたところをございます。提案理由で申し上げましたとおり、将来負担比率の算出基礎であります都市計画税の充当見込額に地方債の利子償還額が考慮されていなかったため、将来負担額に対する都市計画税収の充当率が誤って高くなってしまいました。

そのため連動して充当可能財源としての都市計画税が6億8,434万8,000円減額となり、その結果、将来負担比率算出の分母には変更が生じませんが、分子について6億8,434万8,000円の増額となり、再算定の結果、将来負担比率が129.8から143.4に13.6ポイント上昇する変更が生じたため、訂正させていただくものでございます。

具体的な内容につきましては、条例改正関係等説明資料により説明させていただきますので、まず、説明資料の1ページ、2ページをお開き願います。

見開き左側奇数ページが訂正前、右側偶数ページが訂正後で、アンダーラインの引いてあるところが訂正箇所をございます。以下同様をございます。

判断比率の表の将来負担比率の欄をご覧いただき、訂正前が129.8、訂正後が143.4となるものでございます。

続きまして、5ページ、6ページをめくっていただき、この表は、地方債の償還額等に充当可能な都市計画税等の収入を算定したものでございまして、訂正前、訂正後ともに平成19年度の欄をご覧いただきたいと存じます。

表の左側から2番目の欄、(2)の都市計画事業費について、訂正前は1億1,150万2,000円で算定したところをございます。この1億1,150万2,000円の数値は、都市計画事業費の県営街路事業負担金1,275万円と都市計画下水道事業繰出金9,875万2,000円の合計額であり、本来カウントしなければならない都市計画事業関連の地方債償還額の利息分1,500万9,000円と都市計画事業関連の公営企業債償還利息分に充てる繰出金3億255万2,000円の合計3億1,756万1,000円が算入から漏れていたため、1億1,150万2,000円にこの未算入の額3億1,756万1,000円を加えますと、訂正後の表の(2)の4億2,906万3,000円となるものでございます。

これによりまして、所定の算定式により再算定、つまり(2)の都市計画事業費の数値に(4)の都市計画事業に係る地方債の元金償還金等のイとハの数値を加えますと、合計額が(5)の8億9,700万8,000円となります。

また、(6)の充当率は(5)の合計額 8 億9,700万8,000円に対する(1)の都市計画税収 1 億9,931万9,000円の割合でございまして、0.222となります。

この充当率(6)の平成17年度から平成19年度までの3年間の平均充当率が0.256でございまして、(8)の都市計画事業に係る地方債の現在高等の79億5,754万2,000円に平均充当率の0.256を乗じますと、(9)の充当見込額20億3,713万1,000円となりまして、訂正後における将来負担額に対する都市計画税の充当可能額20億3,713万1,000円は、5ページに記載してあります訂正前の充当見込額の(9)の27億2,147万9,000円と比較しまして、6億8,434万8,000円の減額となるものでございます。

説明資料の3ページ、4ページに戻っていただきまして、3ページの訂正前の真ん中の表、充当可能財源等の表のうち都市計画税の欄は、27億2,147万9,000円となっておりますが、4ページの訂正後の充当可能財源等の表のうち都市計画税の欄を見ますと、訂正前と比較して6億8,434万8,000円減額の20億3,713万1,000円となっており、この数値が先ほど資料の6ページでご説明申し上げました充当見込額(9)の20億3,713万1,000円と一致するものでございます。

この20億3,713万1,000円に公営住宅収入の5,174万2,000円を加えました20億8,887万3,000円が訂正後の充当可能特定歳入となりまして、これに4ページ中段の表に記載の充当可能基金10億4,560万9,000円及び基準財政需要額算入見込額106億5,581万1,000円を加えますと、訂正後の充当可能財源等は137億9,029万3,000円となりまして、3ページの訂正前の表の一番下に表示してあります算定式のB欄に記載の充当可能財源等の144億7,464万1,000円と比較して、6億8,434万8,000円の減額となっております。

この結果、算定式の分子となりますA欄の将来負担額からB欄の充当可能財源等を控除した訂正後の額は、訂正前と比較して分子は6億8,434万8,000円の増額となりまして、分子が大きくなったことから将来負担比率も129.8から143.4へ13.6ポイント上昇することになったものでございます。

それでは、議案の13ページに戻っていただきまして、平成19年度決算に基づく下田市健全化判断比率の報告のうち将来負担比率を訂正する報告について、平成19年度決算に基づく下田市健全化判断比率の報告(平成20年下田市議会9月定例会報告第3号)のうち、将来負担比率を次のように訂正するという事で、ただいまご説明申し上げました理由によりまして、将来負担比率129.8を143.4に訂正させていただくものでございます。

なお、監査委員の意見につきましては、お手元に配付させていただいております平成19年



度決算における下田市健全化判断比率の報告のうち将来負担比率の訂正等に関する審査意見についてに記載のとおり、本年8月19日から8月25日までの間においてご審査をいただきまして、その結果、「将来負担比率の訂正及び訂正の算定となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されており、比率の訂正を認める」ということで、訂正をご承認いただきましたが、「今後は適正な数値の把握をされたい」というご意見をちょうだいしております。今後一層適正な事務処理に努めてまいる所存でございます。

以上、大変雑駁でわかりにくい説明で恐縮ですが、報第8号 平成19年度決算に基づく下田市健全化判断比率のうち将来負担比率を訂正する報告についての説明を終わらせていただきます。

なお、将来負担比率算定解釈上の不手際によりまして、議会の貴重な時間を使わせていただくこととなり、まことに申しわけございませんでした。重ねておわび申し上げます。

以上でございます。

続きまして、報第9号 平成20年度決算に基づく下田市健全化判断比率の報告についてご説明申し上げます。お手数ですが、議案件名簿の14ページをお開きいただき、あわせまして、説明資料の7ページから16ページをご覧いただきたいと思っております。

報第8号でご説明申し上げましたが、自治体財政健全化法の施行によりまして、自治体財政の健全化判断比率としまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標及び公営企業に関する資金不足比率につきまして、平成19年度決算から監査委員の審査、議会への報告並びに財政指標の数値の公表が義務づけられ、また、財政健全化計画の策定義務づけにつきましては、自治体財政健全化法附則第2条の規定によりまして、平成20年度決算から適用されるというものでございます。

本法の概要につきまして、その趣旨を改めて概説申し上げますと、この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設けまして、その比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化、財政の再生等を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るため行財政上の措置を講ずることで、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としているものでございまして、もとより地方公共団体の財政は、住民や住民の代表機関である議会の監視のもとに運営され、健全性が確保されるべきものであって、より一層住民監視の強化を図り、地方公共団体の財政規律の厳正化を高めていくことが重要であるという考え方を具現化する手法の一つでございます。

そのため、地方財政運営に際しましては、財政情報の開示を徹底し、透明なルールのもと

に住民のチェック機能を発動させ、財政の早期健全化及び財政の再生等を促していくことを骨子とする早期是正、再生の枠組みを伴った計画の構築が求められているところでございます。

それでは、報第9号でございますが、議案件名簿の14ページをご覧ください、平成20年度決算に基づく下田市健全化判断比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成21年度に公表する健全化判断比率を、別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告するというものでございます。

自治体財政健全化法第3条は、「地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、当該健全化判断比率を公表しなければならない」と規定し、この自治体財政健全化法第3条の規定に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標、いわゆる健全化判断比率につきまして、9月9日付で議会へご報告申し上げるものでございます。

なお、各指標につきましては、議案とあわせて条例改正関係等説明資料によりご説明申し上げますので、条例改正関係等説明資料の7ページをお開き願います。

まず、1の実質赤字比率でございます。

(1)に用語の意義を記載してありますが、(2)の算定式にあらわされているとおり、実質赤字比率とは、一般会計及び特別会計のうち、普通会計に相当する会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。本市における一般会計等は、一般会計、下田駅前広場整備事業特別会計及び公共用地取得特別会計の3会計で、この3会計の純計額におきまして繰上充用等の赤字額はございません。

説明資料の11ページ、総括表の連結実質赤字比率等の状況の左側の表をご覧くださいますと、実質赤字比率はマイナス4.32で表示されておりますが、実質赤字比率は黒字の場合にマイナス表示されるということで、4.32の黒字ということでございます。

また、議案をご覧くださいますと、健全化判断比率を示した表の下の注意書きに記載のとおり、赤字額がない場合には棒線を表示してあります。

なお、議案におきまして、実質赤字比率の欄の括弧書きにより記載した数値は、自治体財政健全化法施行令第7条第1項第1号の八で定められたそれぞれの自治体の標準財政規模に応じた基準でありまして、早期健全化基準、いわゆる黄色信号を示しているもので、本市の

場合は14.41%以上になると早期健全化の対象とするというものでございます。

以下、他の指標も本市の比率がそれぞれ記載した基準以上になった場合に早期健全化の対象となり、財政健全化計画を策定しなければならないこととなるということでご理解いただきたいと思ひます。

早期健全化団体となるとどのような制約が出てくるかということでございますが、市債発行の許可制は当然のことながら、財政健全化法第4条では、「当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに、当該年度を初年度とする財政健全化計画を定めなければならない」と規定しておりまして、当該計画の内容は、早期健全化基準以上となった要因の分析、計画期間、早期健全化の基本方針、各年度の健全化判断比率の見通し等を市長が作成し、議会の議決を経て定めるとともに、公表が義務づけられています。

次に、説明資料の7ページ中段に記載の2の連結実質赤字比率でございますが、(1)に連結実質赤字比率の意義を記述してありますが、(2)の算定式にありますとおり、連結実質赤字比率とは、全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございますが、この指標も実質赤字比率と同様赤字額はございませんので、議案の表中におきましては、棒線表示となっております。

説明資料11ページの右側の連結実質赤字比率の表の一番下をご覧くださいますと、連結実質赤字比率はマイナス10.57と表示されておりますが、これも実質赤字比率と同様、連結実質赤字比率は黒字の場合にマイナス表示されるということで、これは10.57の黒字という意味合いでございます。

ちなみに、連結実質赤字比率の早期健全化基準であります19.41%は、自治体財政健全化法施行令第7条第1項第2号の八の規定によりまして、市町村並びに特別区は、実質赤字比率に一律5%を上乗せしたものでございます。

続きまして、説明資料の8ページをご覧ください、3の実質公債費比率でございます。これは財政運営上よく使用される指標でございますので、詳細は省略させていただきますが、(1)の意義の説明中、準元利償還金という用語が使われておりますが、(2)の算定式の記述の中で、準元利償還金について、(ア)から(オ)までの合計額ということで説明させていただきます。

そこで、(2)の算定式にありますとおり、実質公債費比率とは、端的に申し上げまして、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした比率で、3カ年の平均値でございますが、平成19年度決算数値から分子の控除額と特定財源に都市計画

事業の財源として発行された地方債の償還額に充当した都市計画税が加わることとなり、これによって分子の数値が下がることとなりました。

説明資料の12ページをご覧ください。

実質公債費比率の状況でございますが、平成20年度におきましては、3カ年平均で地方債許可基準の18%を下回る16.7%となり、前年度の17.4%と比較して0.7ポイント改善しております。

また、単年度におきましては、14.91709%となり、前年度の17.86926%から2.95217ポイント改善しております。

なお、実質公債費比率の早期健全化基準は、自治体財政健全化法施行令第7条第1項第3号の規定により、一律25%となっております。

続きまして、説明資料の8ページ中段の4の将来負担比率でございますが、将来負担比率の意義につきましては、先ほど報第8号でご説明申し上げましたので、省略させていただき、説明資料の13ページをご覧くださいと思います。

一番下の表のA欄をご覧ください、本市の場合、将来負担額は204億3,727万9,000円でございます。その内訳は、一番上の表で左端の一般会計等の地方債現在高が92億1,364万3,000円、社会福祉法人伊豆つくし会への債務負担行為に基づく支出予定額が7,299万1,000円、公営企業等繰入見込額が72億3,932万9,000円、これは下水道事業特別会計及び集落排水事業特別会計への繰出金の額でございます。

なお、上水道に対しましては繰り出しを行っておりませんので、数値はございません。

また、組合等負担等見込額の9億5,456万8,000円は、一部事務組合の共立湊病院組合、下田地区消防組合及び南豆衛生プラント組合への負担金でございます。

退職手当負担見込額29億5,674万8,000円は、平成20年度において一般職及び常勤特別職が普通退職した場合の試算額及び退職手当事務を共同処理している市町総合事務組合への退職手当負担金積立累計額と累積支給額との差による不足額の合計額を見込んだものでございまして、退職手当の試算額が20億2,601万1,000円、不足額が9億3,073万7,000円で、合計29億5,674万8,000円となるものでございます。

以上、ご説明申し上げました各費目の合計額204億3,727万9,000円が将来負担額となるものでございます。

その将来負担額から、13ページ中段の表に記載の充当可能基金12億4,532万6,000円、都市計画税などの充当可能特定歳入18億7,899万7,000円及び地方債現在高等に係る基準財政需要

額算入額103億6,766万6,000円の合計額134億9,198万9,000円を差し引いた額が、一番下の表のA - B欄に記載の69億4,529万円となるものでございます。

一方、分母となる標準財政規模は、60億7,347万2,000円で、そこから元利償還金等に係る基準財政需要額、算入公債費等の額10億667万4,000円を差し引きますと、C - D欄記載のとおり50億6,679万8,000円となるため、議案で報告させていただいておりますとおり、本市の将来負担比率は、早期健全化基準の350%を下回る137.0%となり、前年度の143.4%に比較しまして、6.4ポイント改善していることとなります。

なお、先ほどもふれましたが、将来負担比率の早期健全化基準は、自治体財政健全化法施行令第7条第1項第3号口の規定によりまして、指定都市を除く市町村及び特別区につきまして一律350%となっているものでございます。

議案件名簿の14ページに戻っていただきまして、報第9号 平成20年度決算に基づく下田市財政健全化判断比率の報告については、地方公共団体の財政の健全化に対する法律第3条第1項の規定により、平成21年度に公表する健全化判断比率を、別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告するというものでございまして、健全化判断比率につきましては、ただいまご説明申し上げました内容のとおり、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに赤字額がないため、棒線を表示してあります。

実質公債費比率は16.7で、健全化基準の25.0を下回り、将来負担比率につきましても137.0で、健全化基準の350.0を下回っております。

なお、監査委員の意見につきましては、お手元に配付させていただいております平成20年度財政健全化審査意見についてに記載のとおり、本年7月29日から8月19日までの間においてご審査いただき、その結果、健全化判断比率の4指標に対する特別な指摘事項はございませんでしたが、「現下の先行き不透明な経済情勢のもとで、一般財源総額の大幅な増収が見込めない状況であることから、市債発行管理や行財政改革のさらなる推進等により、なお一層の財政の健全化に努められたい」という趣旨のご意見、ご要望をいただいております。

以上、大変雑駁でしたが、報第9号 平成20年度決算に基づく下田市健全化判断比率の報告につきましてもの説明を終わらせていただきます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 上下水道課長。

上下水道課長（滝内久生君） それでは、報第10号 平成20年度決算に基づく下田市公営企業の資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

議案件名簿の15ページをお開きください。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によりまして、平成21年度に公表する資金不足比率を別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告するものでございます。本法制定の背景、趣旨につきましては、報第9号の説明においてなされておりますので、ここでは省略させていただきます。

それでは、資金不足比率についてご説明申し上げます。

説明資料の14ページをご覧ください。

資金不足比率ですが、これは公営企業における資金不足の状況をあらわしたもので、この比率が高くなるほど当該企業の事業規模に比して累積された資金不足が発生しており、公営企業として経営状況に問題があることとなります。経営健全化基準は20%とされており、これを超えた場合は実質赤字を解消するために議会の議決を経た上で、経営健全化計画を定めなければなりません。

資金不足比率は、資金の不足額を事業規模で除して算出されます。ア～ウは、それぞれの額の算出根拠でございます。

次に、説明資料の15、16ページをお開きください。

16ページの(8)欄をご覧ください。

(8)欄の各公営企業の数値は剰余額で、不足額はなしとなります。結果、算定式の分子がゼロとなり、資金不足比率はなしとなるものでございます。

議案件名簿の15ページに戻りまして、表でございますが、事業規模の算定については、備考欄記載のとおり、法適用企業は施行令第17条第1号、法非適用企業は施行令第17条第3号の規定によるものでございます。

結果、下田市水道事業会計、下田市下水道事業特別会計、下田市集落排水事業特別会計は、それぞれ資金不足比率なしとなったものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第10号 平成20年度資決算に基づく下田市公営企業の資金不足比率の報告についての説明を終わらせていただきます。

議長(増田 清君) 当局の説明は終わりました。

これより各報告ごとに質疑を行います。

まず、報第8号 平成19年度決算に基づく下田市健全化判断比率の報告のうち将来負担比率を訂正する報告についてに対する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 質疑がないものと認めます。

これをもって報第8号 平成19年度決算に基づく下田市健全化判断比率の報告のうち将来負担比率を訂正する報告に対する質疑を終わります。

次に、報第9号 平成20年度決算に基づく下田市健全化判断比率の報告についてに対する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 質疑がないものと認めます。

これをもって報第9号 平成20年度決算に基づく下田市健全化判断比率の報告に対する質疑を終わります。

次に、報第10号 平成20年度決算に基づく下田市公営企業の資金不足比率の報告についてに対する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 質疑がないものと認めます。

これをもって報第10号 平成20年度決算に基づく下田市公営企業の資金不足比率の報告に対する質疑を終わります。

議長（増田 清君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

12日、13日は休会とし、14日本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどをよろしくお願いを申し上げます。

ご苦労さまでした。

なお、この後、決算審査特別委員会協議会を開催いたしますので、委員の方は第1委員会室にお集まりください。

午後 3時28分散会